

# 第2次下仁田町地域福祉計画 ・地域福祉活動計画

下仁田町再犯防止推進計画  
下仁田町成年後見制度利用促進計画



令和5年3月

下仁田町・下仁田町社会福祉協議会



はじめに

近年、地域社会を取り巻く環境は、大きく変化しています。少子高齢化の進行に伴い、家族の形態や生活様式も多様化し、近隣住民との人間関係の希薄化等が目立つようになりました。

そのため、社会的孤立や生活困窮等、個人や家庭だけでは解決しきれない様々な問題が浮上し、既存の福祉サービスでは十分に対応できない課題が多々あります。

こうした中、誰もが地域の中で幸せを感じ、住みやすさを実感できる地域社会を実現するためには、町民、地域、行政がお互いに連携を図りながら、協働して地域福祉の推進に取り組んでいくことが重要です。

下仁田町では、地域福祉を総合的に推進するため、町の「下仁田町地域福祉計画」と下仁田町社会福祉協議会の「下仁田町地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

また、「再犯防止計画」、「成年後見制度利用促進計画」についても本計画に含め新たに策定いたしました。

地域共生社会を実現していくためには、地域住民や関係者の皆様が世代や分野を超えてつながることで住民ひとり一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められます。

町民の皆様をはじめ関係者の皆様と力を合わせ、町民の誰もが、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現のため、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました下仁田町地域福祉計画策定懇談会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様並びに関係団体の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和5年3月

下仁田町長 原 秀男





## ごあいさつ

下仁田町社会福祉協議会では、平成31年3月に第1次地域福祉活動計画を策定し、ボランティアの育成や生活困窮者対策等に取り組み、地域福祉の推進を実践してきました。

しかしながら、近年、超高齢・少子社会の急速な進展、家庭や地域のつながりの希薄化、更には、近年多発する自然災害や社会的孤立、虐待、子どもの貧困など、地域の福祉課題は複雑かつ顕在化しており、より深刻な状況となっております。



こういった社会状況の変化や新たな課題に対応するため、第1次地域福祉活動計画の成果や課題を検証し、「一人ひとりが、お互い様の気持ちで支え合う、心通うまち 下仁田」を基本理念とした第2次地域福祉活動計画は、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有し、効率よく事業を実施するため、町が策定する「第2次下仁田町地域福祉計画」と一体的に策定しました。

誰もが下仁田町に住んでいて良かったと思える地域づくりを進めるためには、公的サービスの充実はもちろんのこと、地域住民やボランティア等の各種団体などが助け合い、支え合うことが必要となります。

本会では、地域福祉推進の中核的な役割を担うべく、役職員一丸となって計画を推進してまいりますので、町民の皆様には、より一層のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご指導やご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人下仁田町社会福祉協議会 会長 戸塚 均



## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
(1) 地域福祉とは.....	1
(2) 地域共生社会の実現.....	1
(3) SDGsの目標を念頭においた地域福祉の実現.....	3
(4) 計画策定の目的.....	4
2. 計画の位置付け .....	5
(1) 地域福祉計画について.....	5
(2) 地域福祉活動計画について.....	5
(3) 再犯防止推進計画と成年後見制度利用促進計画との一体的策定.....	6
(4) 関連計画との関わり.....	6
(5) 計画の期間.....	7
(6) 計画の策定体制.....	7
(7) 計画の評価と進行管理.....	8
3. 社会福祉協議会との連携.....	9
(1) 社会福祉協議会とは.....	9
(2) 町の福祉行政との連携.....	9
(3) 社会福祉協議会内での進行管理.....	10
(4) 地域福祉の推進と共同募金.....	10
(5) 地域福祉を巡る今後の動向.....	10
第2章 町をめぐる現状と課題.....	11
1. 町の現状 .....	11
(1) 人口推移と少子高齢化の進展.....	11
(2) 支援が必要な人の状況.....	13
(3) 子どもをめぐる状況.....	14
2. 地域福祉を支える活動状況.....	15
3. アンケート調査から見る町の状況.....	17
(1) 調査の概要.....	17
(2) 町民アンケート調査結果について.....	17
(3) 福祉関係団体の調査結果について.....	23
(4) 調査結果等から見る町の状況と課題.....	24
第3章 計画の基本理念と施策.....	29
1. 基本理念 .....	29
2. 基本施策 .....	29
3. 施策の体系.....	30
4. 第1次計画の評価と課題.....	32
第4章 施策の展開.....	33
1. 基本施策1 ともに支え合う地域福祉の推進.....	33
(1) 施策の方向.....	33
(2) 主な取組.....	33
(3) 社会福祉協議会による主な取組.....	36
2. 基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実.....	41
(1) 施策の方向.....	41
(2) 主な取組.....	41

(3) 社会福祉協議会による主な取組.....	43
3. 基本施策3 障害者を支える総合的な支援の充実.....	45
(1) 施策の方向 .....	45
(2) 主な取組.....	45
(3) 社会福祉協議会による主な取組.....	46
4. 基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実.....	47
(1) 施策の方向 .....	47
(2) 主な取組.....	47
(3) 社会福祉協議会による主な取組.....	48
5. 基本施策5 健康づくり、生きがいつくりの推進.....	49
(1) 施策の方向 .....	49
(2) 主な取組.....	49
(3) 社会福祉協議会による主な取組.....	50
6. 基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進.....	53
(1) 施策の方向 .....	53
(2) 主な取組.....	53
(3) 社会福祉協議会による主な取組.....	54
第5章 下仁田町再犯防止推進計画 .....	55
1. 計画策定の意義等.....	55
(1) 計画の目的 .....	55
(2) 計画の位置付け.....	55
(3) 計画の対象 .....	55
(4) 取組み方針 .....	55
2. 施策と取組み.....	56
(1) 就労支援の充実.....	56
(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進.....	56
(3) 学校等と連携した就学支援の実施.....	56
(4) 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進 .....	56
(5) 県・民間団体等との連携強化 .....	56
3. アンケート調査からみる現状 .....	57
第6章 下仁田町成年後見制度利用促進計画.....	59
1. 成年後見制度とは.....	59
(1) 成年後見制度の種類.....	60
2. 計画策定の趣旨と基本目標.....	61
(1) 計画の位置付けと期間 .....	61
(2) 計画の基本目標と施策体系.....	61
3. 施策の展開.....	62
(1) 基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備.....	62
(2) 基本施策2 利用者の権利が守られ、メリットが実感できる環境の整備.....	63
(3) 基本施策3 利用しやすさと安心して利用できる環境の整備 .....	64
(4) 日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い.....	65
資料編.....	67
1. 下仁田町地域福祉計画策定懇談会 設置要綱.....	67
2. 下仁田町地域福祉計画策定懇談会 委員名簿.....	68

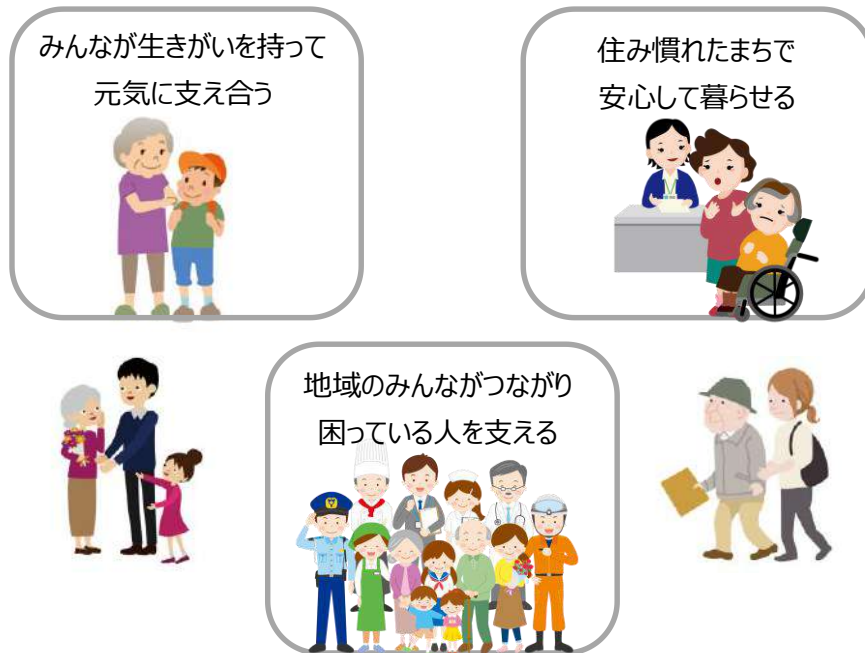


# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題解決に取り組む考え方です。



あなたは、ふだんの生活の中で、不安を感じたり困ったりすることがありませんか。こういった不安や困りごとは、福祉の専門の人たちの協力を得て解決できることがある一方で、まわりの人の少しの手助けで解決できることも少なくありません。

同じ地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政がつながり合って、みんなで困っている人を支え、住み慣れたまちで安心して暮らせるようにするための取組、それが「地域福祉」です。

地域福祉計画・地域福祉活動計画がめざす社会を「**地域共生社会**」と呼んでいます。

### (2) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは若い人も高齢の人も障害のある人も、同じ地域で暮らすみんなが、自分ができることを行ってお互いに支え合い、生きがいを持って、元気に暮らしていける社会のことを言います。

そして、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政がつながり合い、自分のこととして、一人ひとりの暮らしと生きがいをもにつくっていく社会のことです。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざしています。



※資料：厚生労働省地域共生社会ポータルサイト

個人や家庭で自発的に自身の生活課題を解決する【自助】、友人やクラブ活動、自治会など、それぞれ個人が抱える生活課題を相互に支え合う【互助】、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくために、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合いの【共助】、公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が求められています。



(3) SDGsの目標を念頭においた地域福祉の実現

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、国際社会全体の令和12（2030）年までの持続可能な開発目標（SDGs Sustainable Development Goals エスディー・ジーズ）が採択されました。

SDGsは「誰も置き去りにしない」ことを根底にしており、本計画では、17の開発目標と施策のうち、以下8つの開発目標への対応が位置付けられています。

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p><b>目標1 貧困をなくそう</b></p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p><b>目標2 飢餓をゼロに</b></p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><b>目標3 すべての人に健康と福祉を</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><b>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力開発）を図る</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p><b>目標8 働きがいも経済成長も</b></p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>目標10 人や国の不平等をなくそう</b></p> <p>国内および国家間の格差を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>目標11 住み続けられるまちづくりを</b></p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>目標16 平和と公正をすべての人に</b></p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>

#### (4) 計画策定の目的

下仁田町（以下「本町」）においても、少子化による人口減少、超高齢社会の進展や住民同士のつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など様々な課題に直面しています。

また、新型コロナウイルスの蔓延が地域のつながりの希薄化を更に深刻にするとともに、8050問題(\*1)やダブルケア(\*2)、ヤングケアラー(\*3)といった制度の狭間で支援が届かない等のケースや個人や家庭で複数の課題が重なるケースも増えています。このような社会情勢の中で、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる社会を築いていくために、地域社会の中で各々が役割を持ち、共に生きる「地域共生社会」の実現が求められています。

本町においては、「人が輝き、暮らしが輝き、未来が輝くまち しもにた」（下仁田町第5次総合計画）を、健康・福祉分野の目標として「だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」をめざし、「下仁田町地域福祉計画」及び本町社会福祉協議会による「下仁田町地域福祉活動計画」を策定し、真に住みよいまちづくりをめざしてきました。

このたび、現計画期間の終了に伴い、今日までの計画の推進、評価、反省を元に「第2次下仁田町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

(\*1) 8050問題

80代の高齢の親と50代の中高年のひきこもりの子どもが同居し、様々な生活問題をかかえていること

(\*2) ダブルケア

親の介護と子育てが同時に直面すること

(\*3) ヤングケアラー

本来、大人が担うべき家事や家族の世話、介護等を行っている18歳未満の子どものこと

地域福祉活動計画は、行政計画としての地域福祉計画と共に地域福祉を推進していく、言わば車の両輪です。地域の福祉課題の整理・分析・検討や理念などについて共有化し、相互に連携することが望まれます。

本町では地域福祉の政策や制度、各種施策などを充実させながら地域福祉を推進していくための仕組みづくりに力点が置かれる「地域福祉計画」と、地域住民の立場から地域福祉の活動を主体的に進めていくための方向が示される「地域福祉活動計画」について、それぞれの特徴を活かしながら一体的に策定しています。

## 2. 計画の位置付け

### (1) 地域福祉計画について

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条(\*1)に基づき、市町村の地域福祉に関する事項を一体的に定めるものです。併せて、福祉分野の対象ごとに定められる、個別計画の上位に位置付けられる計画でもあることから、それらとも整合性を図りつつ、共通した理念や取り組むべき事項を定める必要もあります。

(\*1)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

### (2) 地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第109条(\*2)に規定されている、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の社会福祉協議会が、地域福祉を推進するために実施する事業を、計画的に定めたものです。

(\*2)

※社会福祉法（平成30年4月改正分を含む）から抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### (3) 再犯防止推進計画と成年後見制度利用促進計画との一体的策定

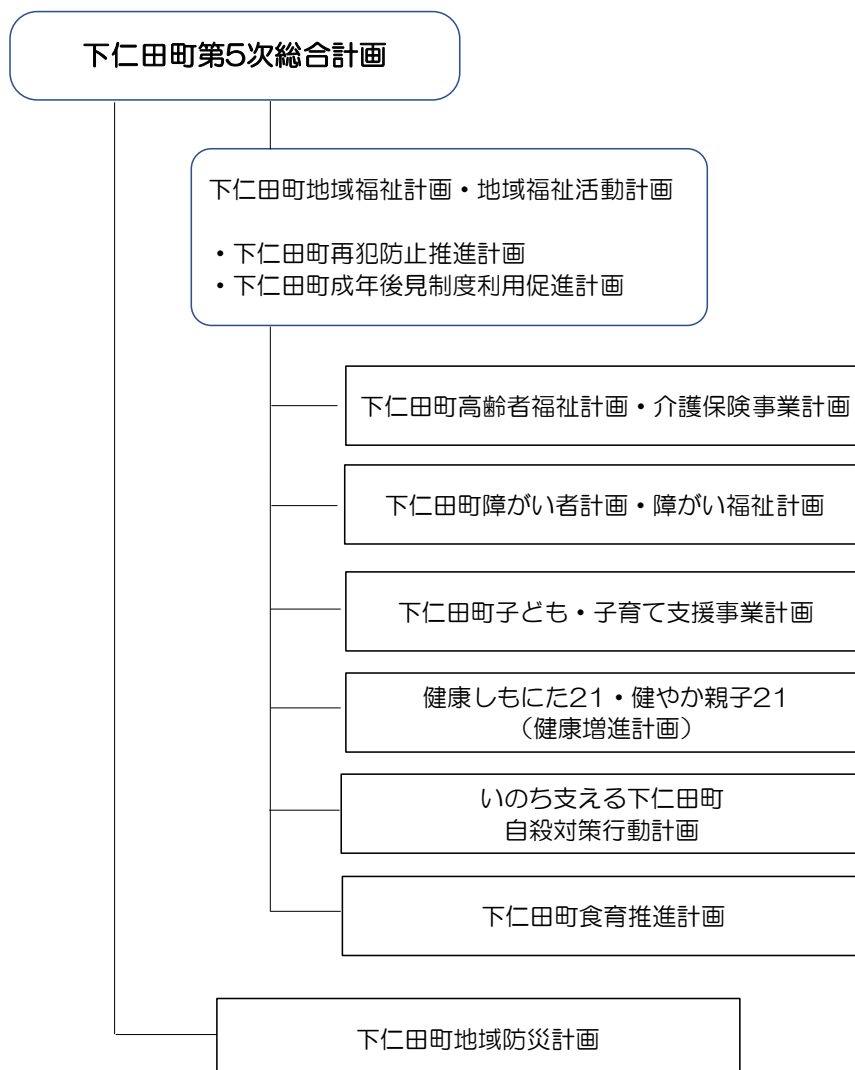
犯罪をした人達の中には、貧困、疾病、障害等、様々な生きづらさを抱えた人がいること、そのような人が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、町や関係機関のみならず町民への広報・啓発といった包括的な支援体制の構築が求められます。本計画の基本施策のひとつである「安全・安心のまちづくりの推進」の方向性として「再犯防止推進計画」を一体的に策定します。

また、本町において、今後、認知症高齢者の増加やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用が高まっていくと考えられ、高齢者も障害者も住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、関連する地域福祉計画と一体的に「成年後見制度利用促進計画」を策定します。

### (4) 関連計画との関わり

社会福祉法第107条により、市町村における地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられています。

本町の地域福祉計画は、人づくり・地域づくりや、総合相談機能の充実など、高齢者・障害者・子ども・その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について総合的に掲載しています。



### (5) 計画の期間

令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とし、随時中間評価及び社会状況等の変化に合わせ施策等の見直しを行います。

計画	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
第5次総合計画		前期基本計画			後期基本計画						
第1次地域福祉計画	■										
第1次地域福祉活動計画		■									
第2次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画						■					

評価・見直し

評価・見直し

### (6) 計画の策定体制

・計画策定懇談会での検討

有識者、町民団体等の代表、保健・医療及び福祉分野の各関係者等から構成される下仁田町地域福祉計画策定懇談会において計画の審議を行います。具体的には、本町の現状・課題の検討、計画骨子案の検討、計画素案の検討等を行いました。

・アンケート調査の実施

令和4年9～10月に町内にお住いの18歳以上の方1,000人を対象に、福祉に対する考え方や、地域活動への参加状況や福祉サービス等の利用状況、また、今後の利用意向を把握するとともに、町民の要望や意見等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

また、町内の福祉関係の団体を対象に、団体の状況や地域の活動などに関するアンケート調査を実施しました。

・パブリック・コメントの実施

本計画の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上とともに、町民の町政への参画を促進することを目的として、パブリック・コメントを実施しました。

【実施の概要】

募集期間：令和5年2月16日～令和5年3月7日（20日間）

募集方法：窓口持参、郵送、FAX又は電子メール

公表・公開場所：下仁田町 ホームページ、下仁田町役場福祉課福祉係窓口

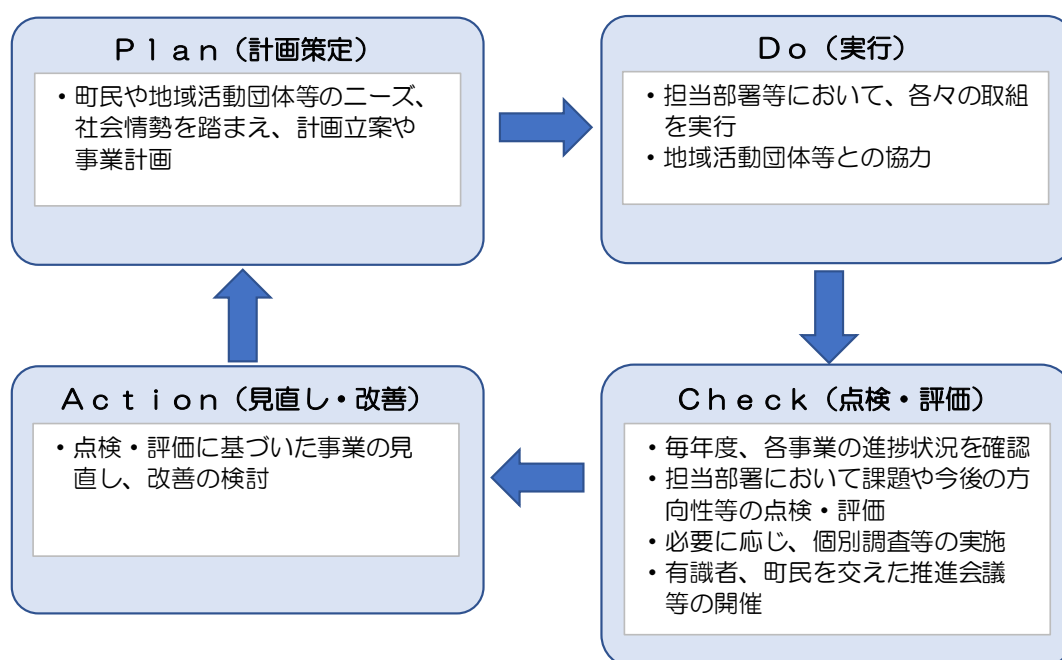
### (7) 計画の評価と進行管理

本計画をより実効性のあるものとしていくため、PDCAサイクルに基づき、進捗状況を把握し、進捗管理を計画的に行っていきます。

本計画において設定した目標については、関係部署や第三者機関、関連施策・事業に関するデータ等により現状の把握を行うことで、達成状況を総合的に点検・評価します。

行政や関係団体等が行う地域福祉に関する取組についても、ヒアリング調査等により定期的に状況を把握し、取組の進捗状況を点検・評価していきます。

上記の評価を踏まえて、施策の見直しを行い、計画に反映していき、計画終了年度である令和9年度においては、本町の地域福祉関連分野における課題と評価を分析し、次期計画の策定を図っていきます。





### 3. 社会福祉協議会との連携

#### (1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は「社会福祉法第109条」により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けが明確にされている民間団体です。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

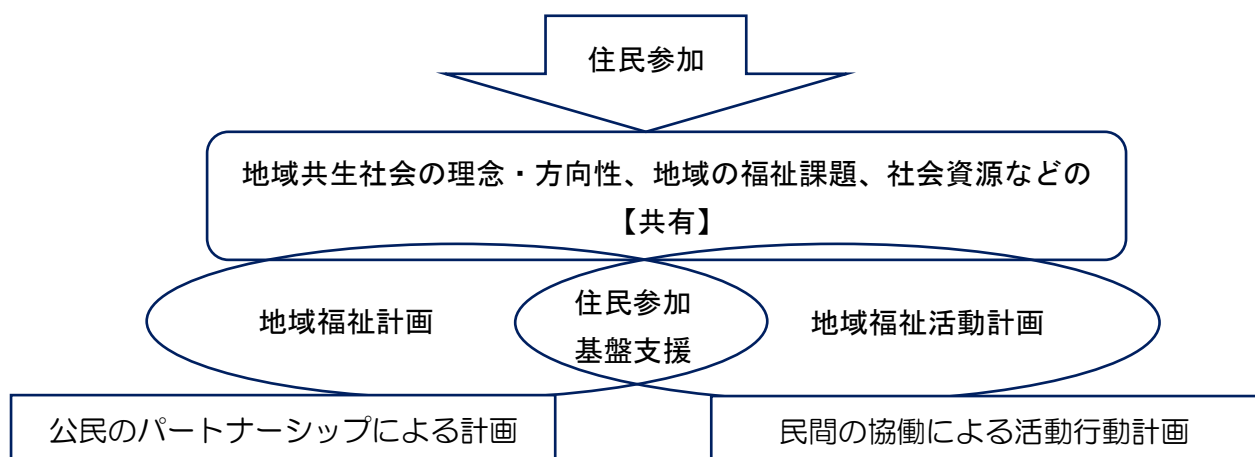
たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。また、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて地域の最前線で活動しています。

#### (2) 町の福祉行政との連携

町の福祉行政計画である「地域福祉計画」は、地域福祉の推進における今後の基本方向や取組の指針について整理したものです。

また、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動行動計画である「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」に掲げられた基本方向の実現に向けて、町民一人ひとりや地域で活動する諸団体が具体的にどのような活動を行うことができるのかを取りまとめるものとなります。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は下仁田町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置付けられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



資料：第1次下仁田町地域福祉活動計画

### (3) 社会福祉協議会内での進行管理

地域福祉をめぐる経済社会状況の変化や、福祉関係施策に対する国及び県の方針等に柔軟に対応しつつ、地域の実情を踏まえた現実的、着実な取組を進めていきます。

そのため、社会福祉協議会の開催等を通じ、計画の進捗状況の把握、評価及び見直しについては、効果的な進行管理をすすめる仕組みをつくりながら進めていきます。

### (4) 地域福祉の推進と共同募金

社会福祉協議会の財源は、住民会費、構成員会費、寄付金、共同募金配分金、基金、積立金などの民間財源、補助金、委託金などの公費財源、介護報酬などの事業収入財源等に大別されます。

特に共同募金は、社会福祉における公私分離を背景に民間の社会福祉事業の育成発達のために創設された経緯があり、2000年の社会福祉法の改正で共同募金は「地域福祉の推進」のための募金であると明確に規定されました。

本計画による地域福祉の推進と、共同募金の目的の一つである地域福祉の推進は同じ方向を向いていることもあり、共同募金を活用しながら地域の社会資源の推進と新しい寄付の文化を創造しつつ、共同募金会と連携し町の地域福祉推進に努めていきます。

### (5) 地域福祉を巡る今後の動向

少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得者の問題、虐待や悪質商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し広がってきました。

全国社会福祉協議会では、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法への対応として、「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプランを策定し、5つの行動宣言を強化方針の柱として「あらゆる生活課題への対応」、「地域のつながりの再構築」の2つを位置付け、この強化方針の実現に向けた行動として(1)アウトリーチの徹底、(2)相談支援体制の強化、(3)地域づくり活動基盤の整備、(4)行政とのパートナーシップの4つの行動指針のもと「地域共生社会の実現」に向けた社協実践の着実な推進に取り組んできました。

その後、2040年に向け、これからの社会環境の変化を見据え、課題認識を共有しつつ、福祉組織・関係者が主体的に取り組んでいくための羅針盤として、2020年4月を始期とする「全社協 福祉ビジョン2020 ～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」を新たに策定しました。

「全社協 福祉ビジョン 2020」では、国で進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている「SDGs=誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を包含し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざすため、今後の少子高齢化、人口減少社会や単身世帯の増加、労働力人口の急速な減少といった長期的視点に立って今から備えていくことを目的としています。

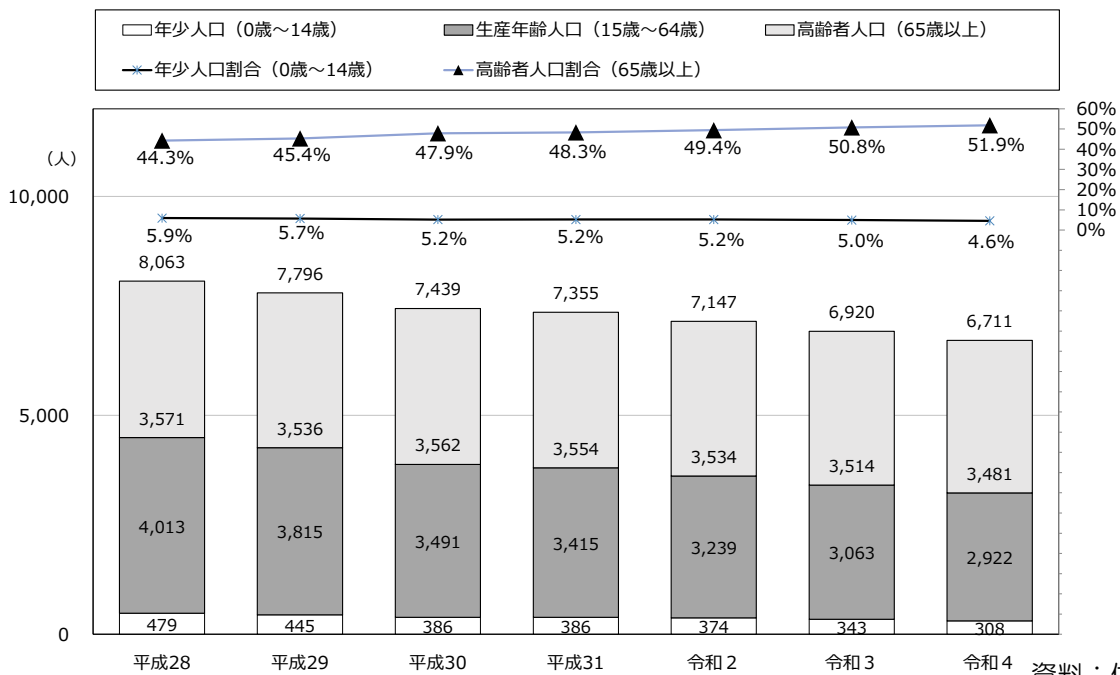
# 第2章 町をめぐる現状と課題

## 1. 町の現状

### (1) 人口推移と少子高齢化の進展

#### ①平成28年～令和4年の年齢3段階別の人口推移と年少人口比、高齢化率

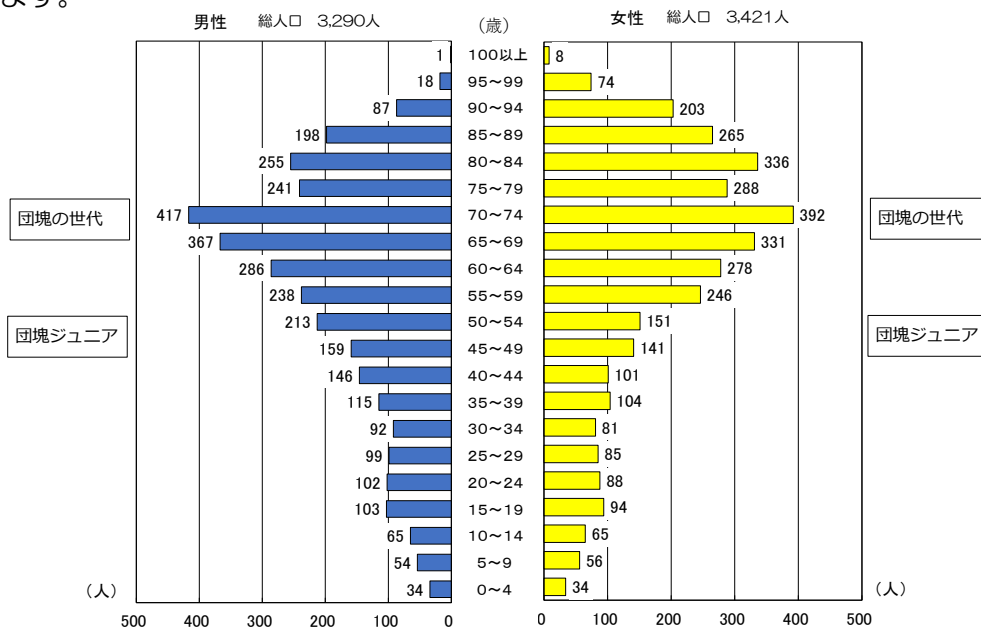
町の総人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者は令和3年には総人口の半分を超え、今後もこの傾向は続きます。年少人口も減少しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳

#### ②令和4年4月1日：男女別、年齢別（5歳刻み）

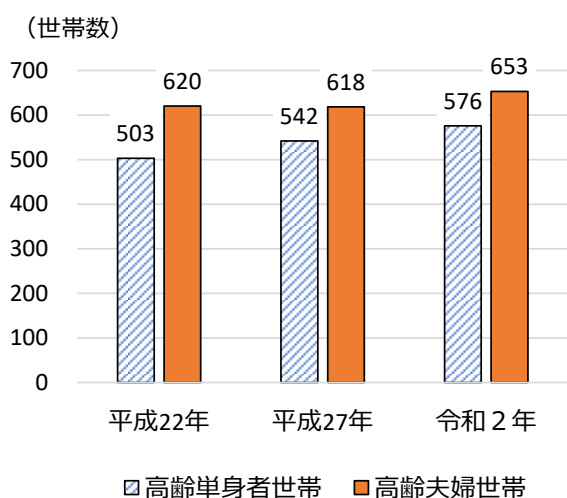
令和4年で最も人口の多い70～74歳のいわゆる団塊の世代が、これから後期高齢者となってきます。



資料：住民基本台帳

## 第2章 町をめぐる現状と課題

### ③ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯数の推移



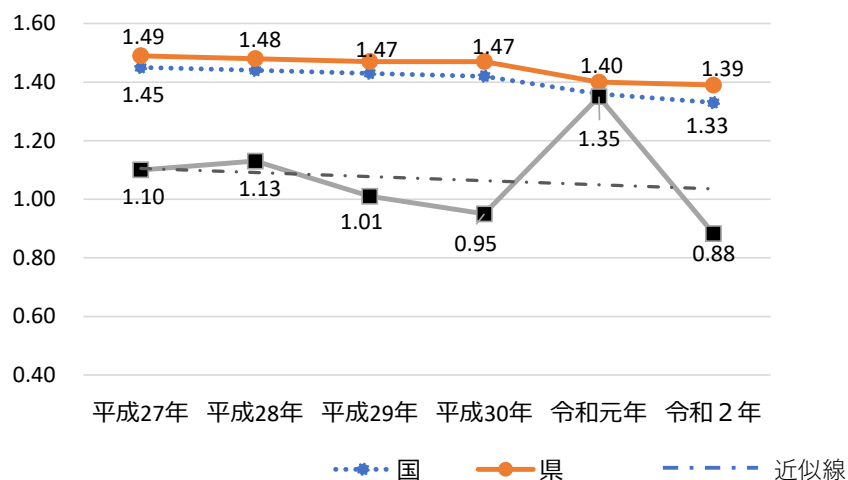
高齢者人口は減少傾向にありますが、高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯とも増加傾向にあります。

※高齢夫婦世帯（夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみ）

資料：国勢調査

### ④合計特殊出生率の推移

年々、減少傾向にあります。（令和元年の1.35は特異値と思われます）



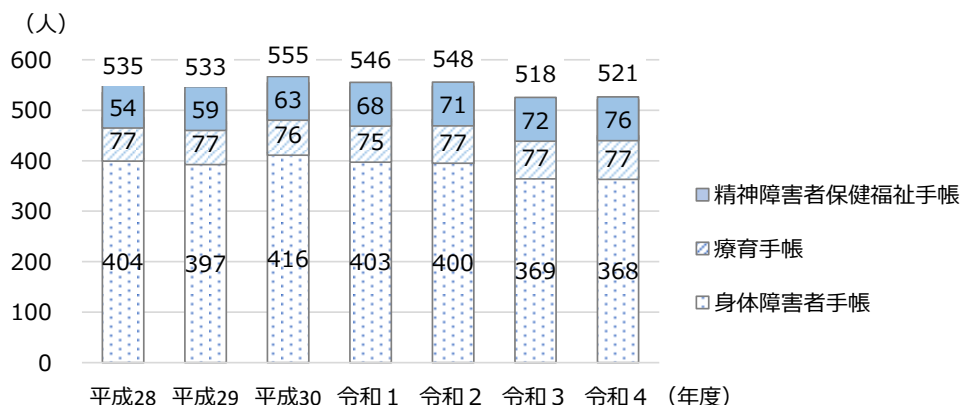
資料：群馬県統計情報提供システム

※合計特殊出生率とは、ひとりの女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表します。

## (2) 支援が必要な人の状況

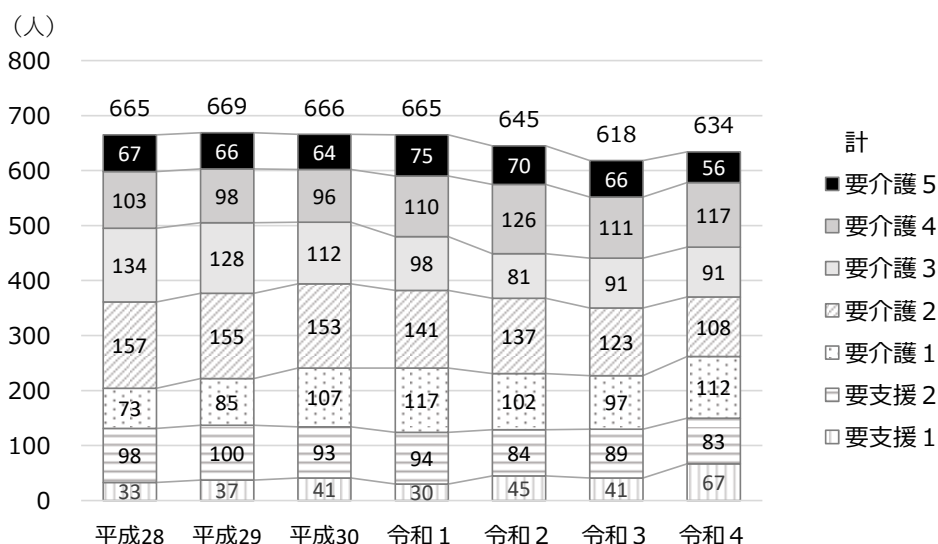
### ① 障害者の状況（障害手帳所持者数の推移）

全体としては近年横ばいですが、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向が見られます。



### ② 要支援、要介護認定者数の推移

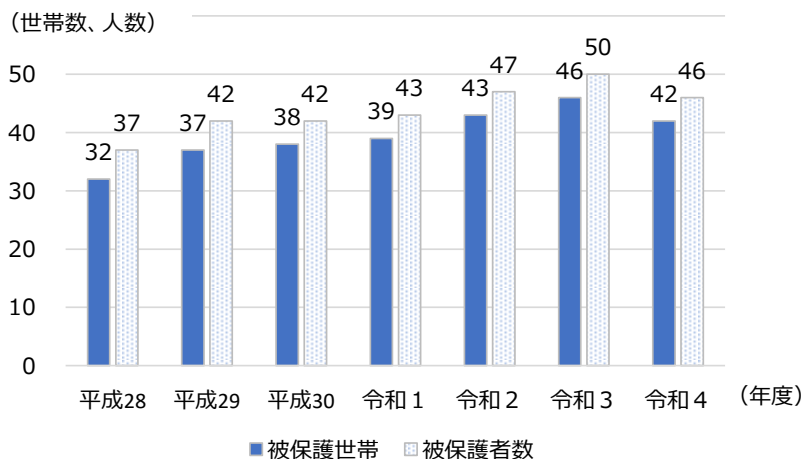
高齢者人口に比例して、横ばい傾向にあります。



資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月）

### ③ 生活保護（被保護世帯、被保護者数の推移）

被保護世帯、被保護者数とも年々、増加傾向にあります。



## 第2章 町をめぐる現状と課題

### ④避難行動要支援者登録者数の推移

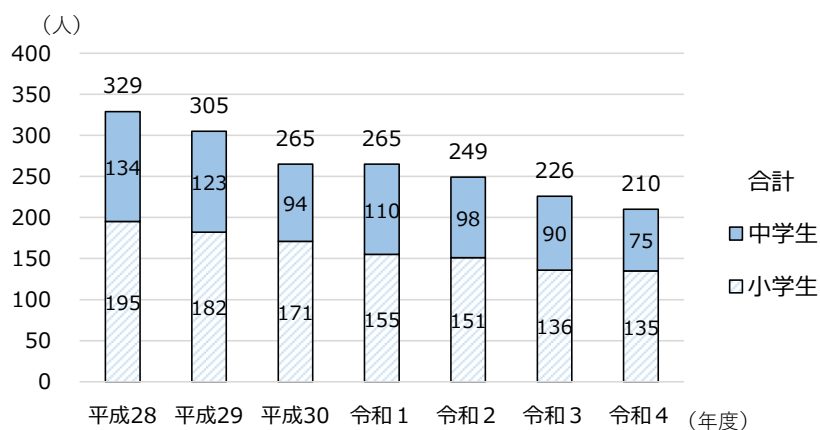
災害時に自力で避難することが困難な要支援者に対する支援が防災対策上、重要となっています。

令和2年度	令和3年度	令和4年度
342	118	100

## (3) 子どもをめぐる状況

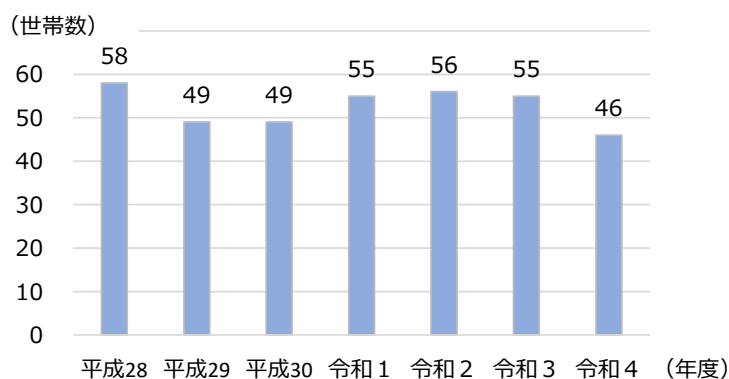
### ①児童・生徒数の推移

急激な少子化の傾向が見られます。



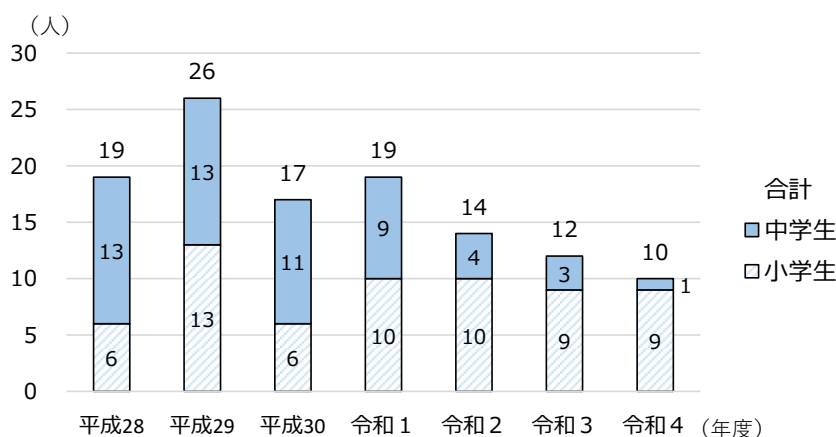
### ②ひとり親家庭の推移

令和2年以降、若干の減少傾向が見えますが、子どもの減少により総世帯に占める割合は高くなっています。



③要保護・準要保護児童生徒数(\*)の推移

要保護児童生徒数はゼロです。準要保護児童生徒数は減少傾向にあります。



\*生活保護を受けるほどではないが、それに準じる程度に困窮している世帯に属する児童・生徒です。

2. 地域福祉を支える活動状況

①民生委員・児童委員の地区別人数

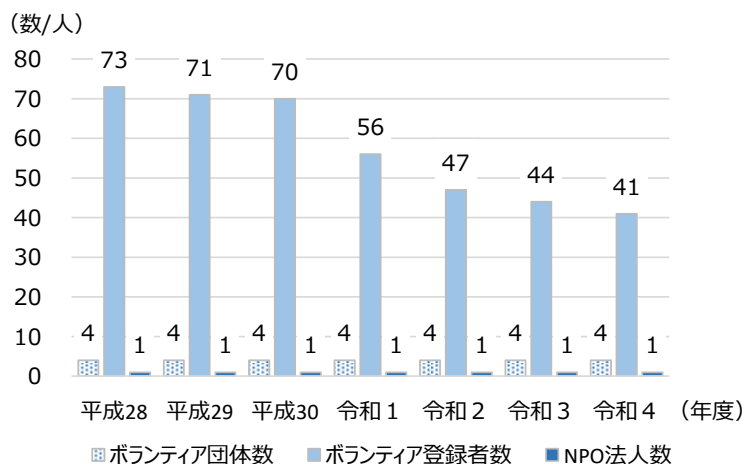
	下仁田地区	馬山地区	小坂地区	西牧地区	青倉地区
民生委員・児童委員	12	5	6	9	6
主任児童委員	2				

②保護司の人数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	7	7	4	5	5	6	6

③ボランティア、NPOの登録者数・団体数の推移

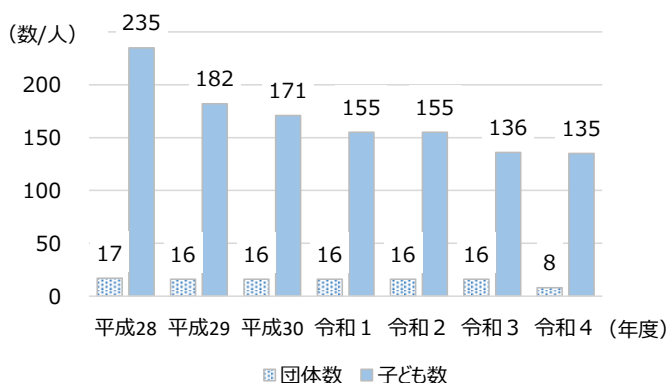
ボランティア団体数、NPO法人数は一定を保っていますが、ボランティア登録者数は減少の一途を辿っています。



## 第2章 町をめぐる現状と課題

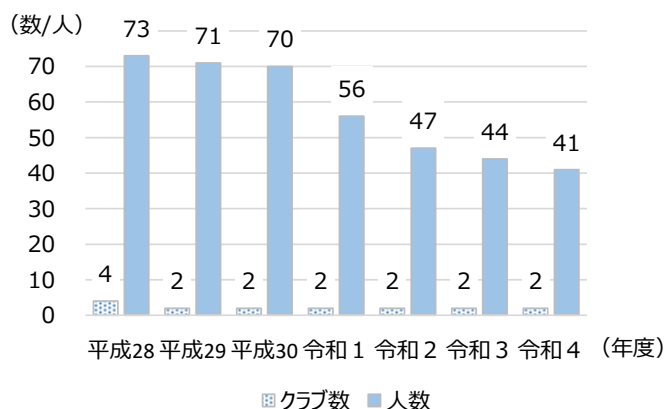
### ④子ども会加入者、団体数の推移

年少人口の減少に伴い、団体数も減少しています。



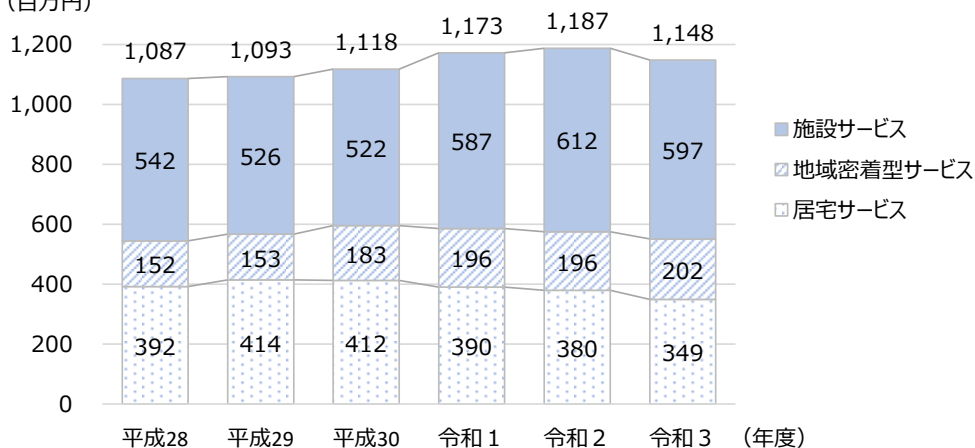
### ⑤老人クラブ会員数、団体の推移

65歳以上の高齢者人口は、総人口の半分を超え減少率も緩やかですが、会員数は減少しています。



### ⑥介護保険給付費の推移

居宅サービス（自宅に居ながら利用できる介護サービス）が減少する一方、施設サービス（特別養護老人ホームなどに入所している方が利用する介護サービス）、地域密着型サービスは増加しています。(百万円)



地域密着型サービスとは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できるかぎり住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。



### 3. アンケート調査から見る町の状況

#### (1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、下仁田町民及び町内の福祉関係団体における、地域福祉への意識や現在の取組状況を把握し、町の地域福祉に係る施策に反映させるため、アンケート調査を行いました。

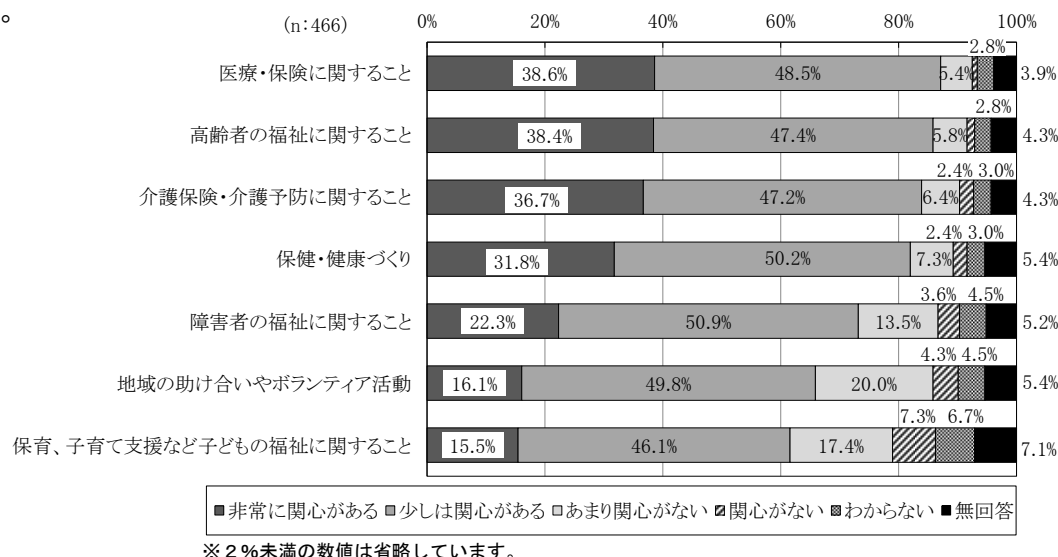
調査対象は、下仁田町内に在住で、18歳以上の方を対象に1,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送、福祉関係団体調査に関しては、町内の31団体に対し、調査票を郵送いたしました。(有効回収率は、町民調査で46.6%、福祉関係団体調査で64.5%)

#### (2) 町民アンケート調査結果について (一部抜粋)

##### ◆福祉全般について

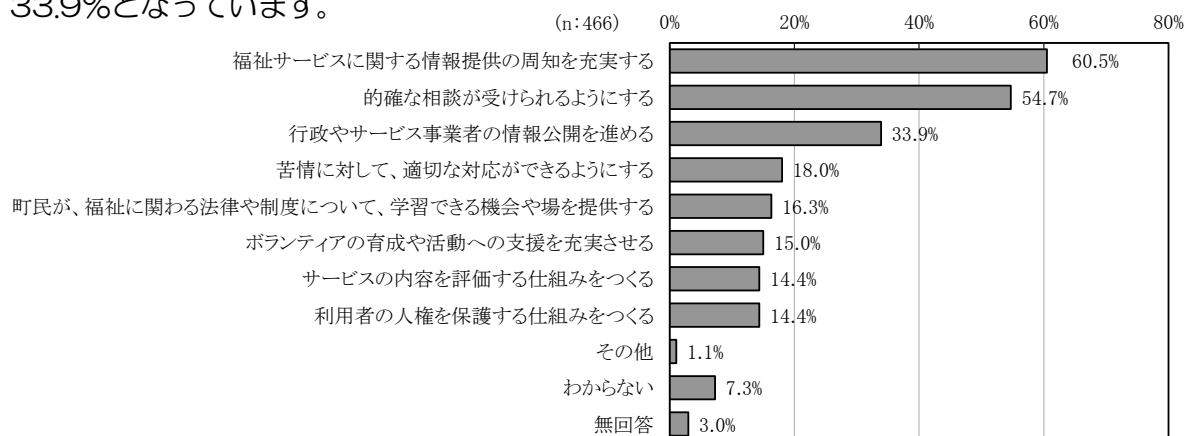
##### 分野別の関心度

非常に関心がある分野では、「医療・保険に関すること」が38.6%と最も多く、次いで「高齢者の福祉に関すること」が38.4%、「介護保険・介護予防に関すること」が36.7%となっています。



##### 利用者本位の福祉サービスを実現するため、どのようなことが必要か

「福祉サービスに関する情報提供の周知を充実する」が60.5%と最も多く、次いで「的確な相談が受けられるようにする」が54.7%、「行政やサービス事業者の情報公開を進める」が33.9%となっています。

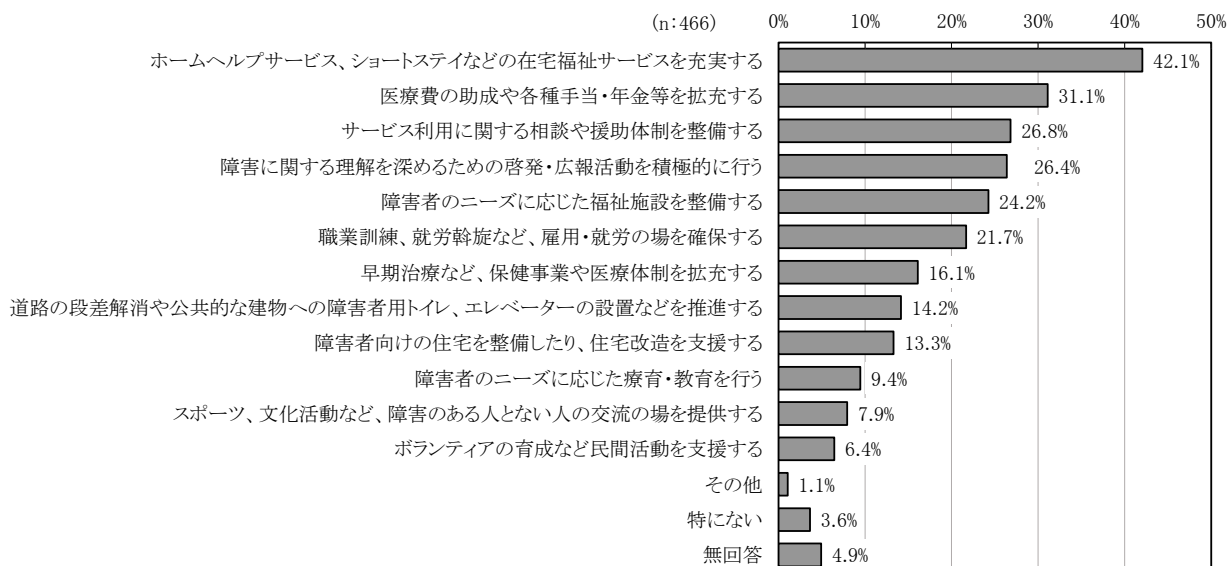


## 第2章 町をめぐる現状と課題

### ◆障害者の福祉について

障害のある方に対し、やさしい社会をつくるため、どのようなことが必要か

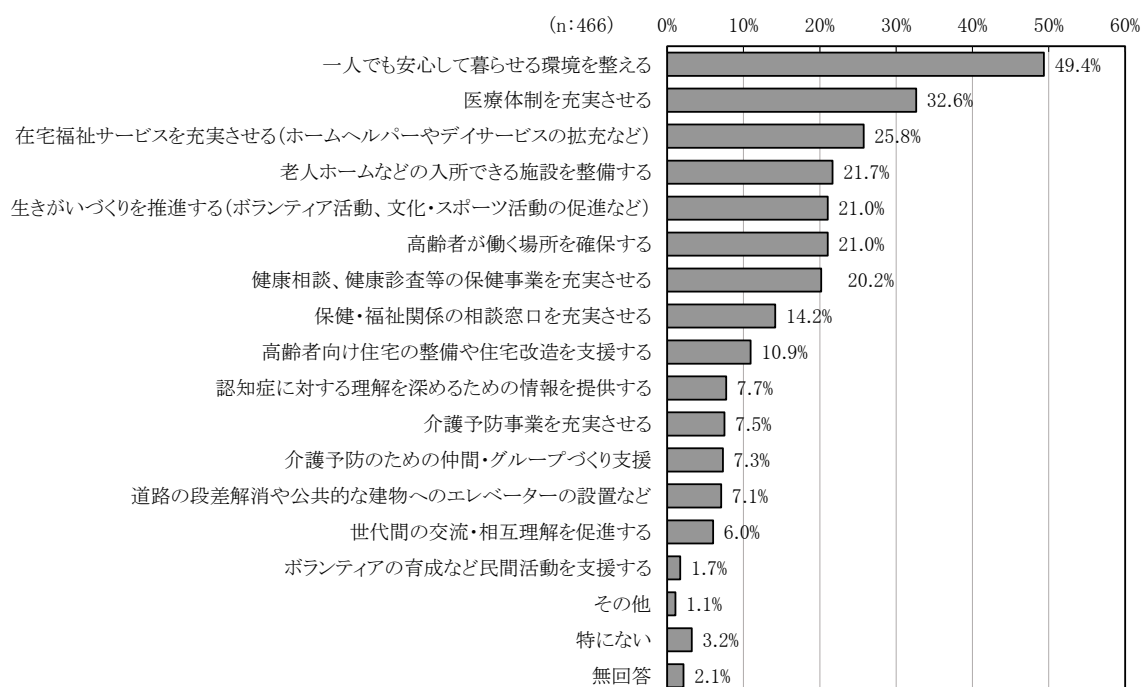
「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する」が42.1%と最も多く、次いで「医療費の助成や各種手当・年金等を拡充する」が31.1%、「サービス利用に関する相談や援助体制を整備する」が26.8%となっています。



### ◆高齢者の福祉について

明るく活力のある長寿社会の実現に向け、どのようなことが必要か

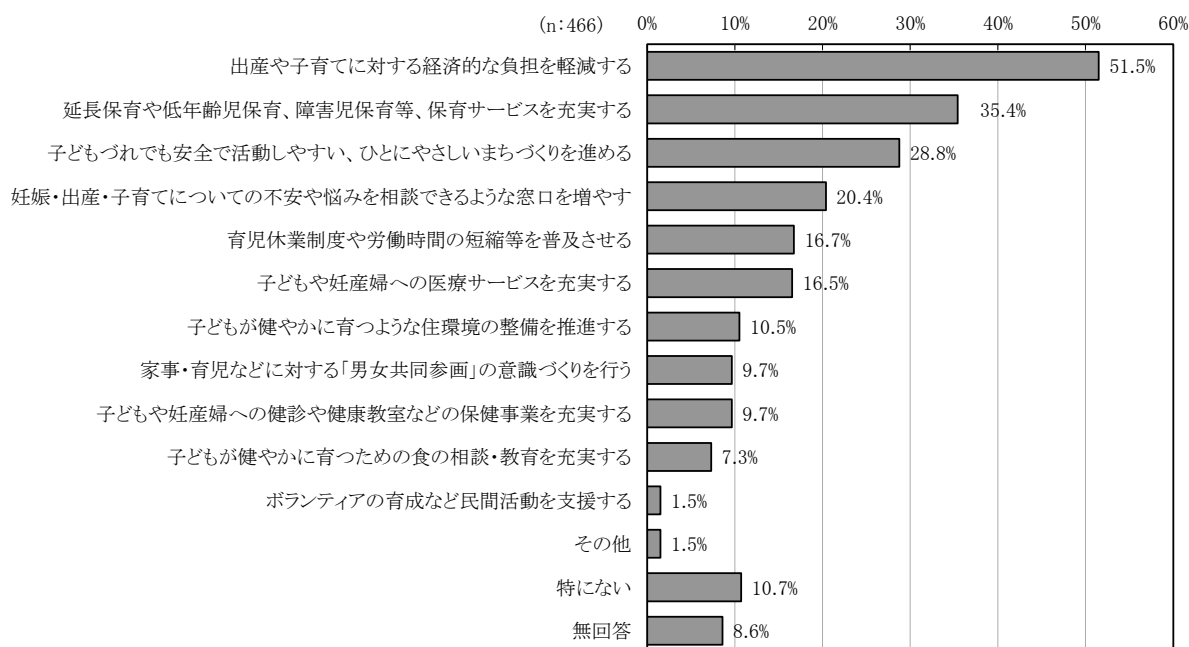
「一人でも安心して暮らせる環境を整える」が49.4%と最も多く、次いで「医療体制を充実させる」が32.6%、「在宅福祉サービスを充実させる（ホームヘルパーの派遣やデイサービスの拡充など）」が25.8%となっています。



◆保育・子育てなど子どもの福祉について

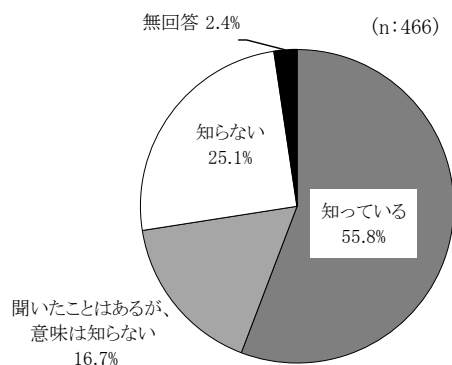
安心して子どもを健やかに生み育てていくため、どの様なことが必要か

「出産や子育てに対する経済的な負担を軽減する」が51.5%と最も多く、次いで「延長保育や低年齢児保育、障害児保育等、保育サービスを充実する」が35.4%、「子どもづれでも安全で活動しやすい、ひとにやさしいまちづくりを進める」が28.8%となっています。



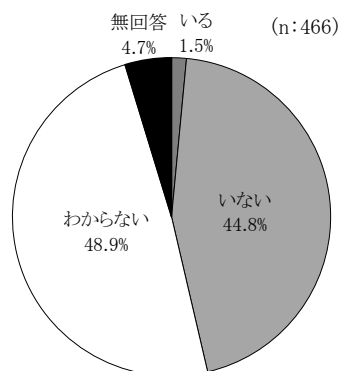
◆ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」という言葉や意味



「知っている」が55.8%と半数を超えていますが、「知らない」が25.1%と1/4に及んでいます。

周囲で「ヤングケアラー」と思われる人の有無



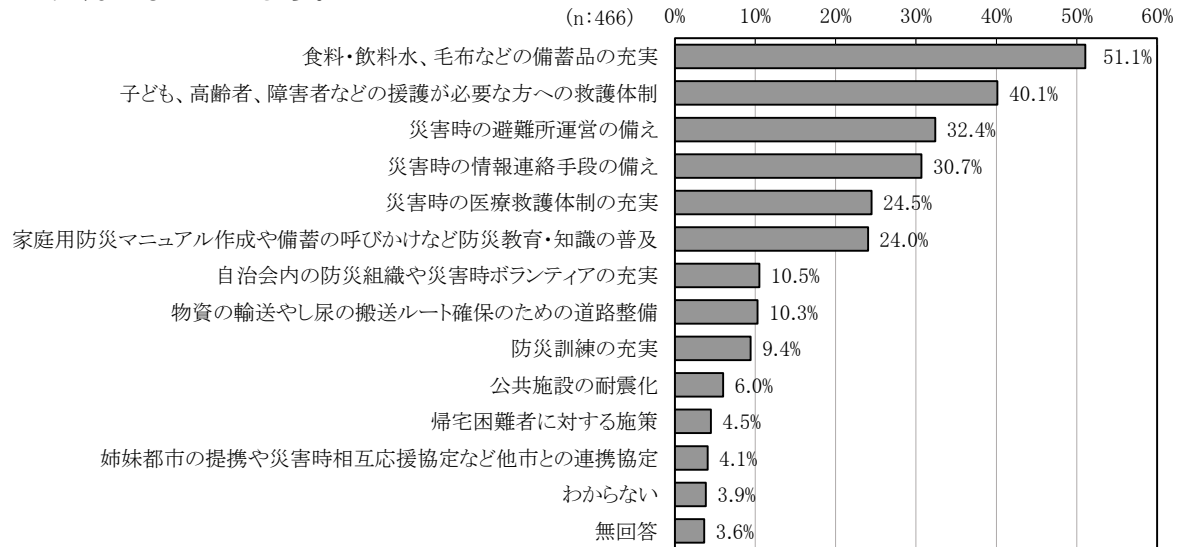
周囲に存在すると回答された方は、わずか1.5%ですが、決して見過ごすことのできない数字です。

第2章 町をめぐる現状と課題

◆防災対策について

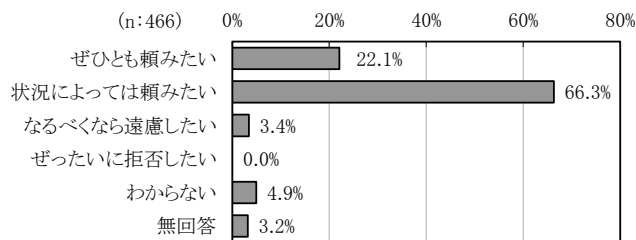
今後、防災対策を進めていくうえで、どのようなことが重要か

「食料・飲料水、毛布などの備蓄品の充実」が51.1%と最も多く、次いで「子ども、高齢者、障害者などの援護が必要な方への救護体制」が40.1%、「災害時の避難所運営の備え」が32.4%となっています。



寝たきりになった場合や災害のときの自治会などによる声かけや簡単な援助

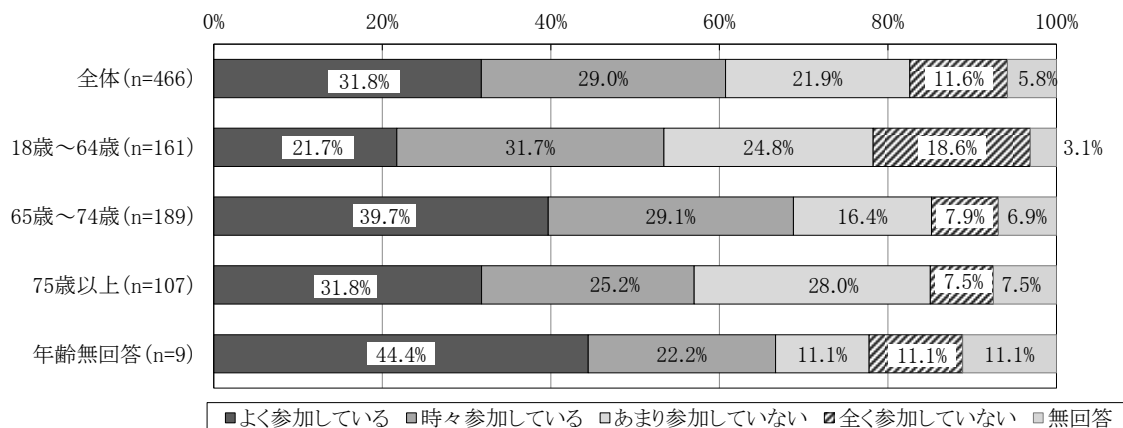
およそ9割の方が、自治会など地域での支援を求めています。



◆地域での活動について

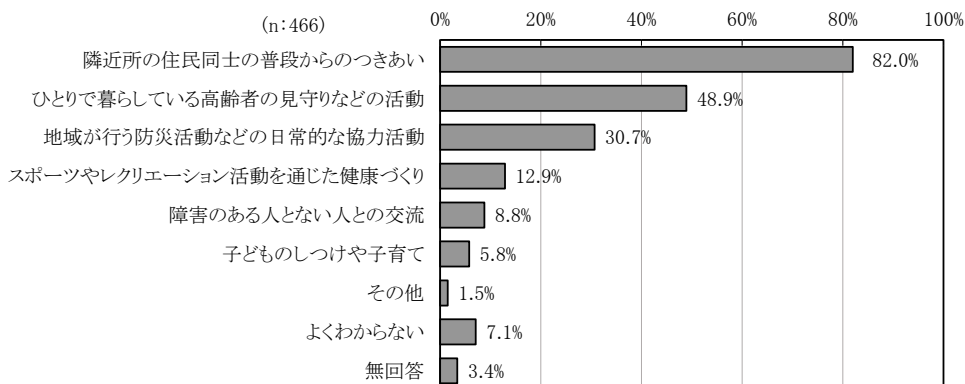
地域でのいろいろな行事や活動への参加について

65歳～74歳の方が最も多く参加しています。



**地域の人々がお互いに支え合っていくうえで大切なこと**

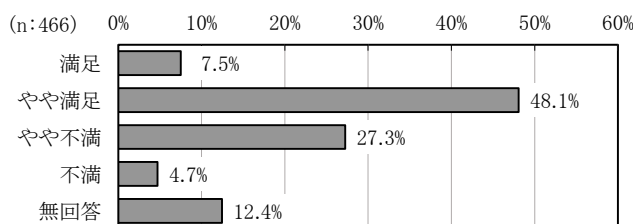
「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が82.0%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」が48.9%、「地域が行う防災活動などの日常的な協力活動」が30.7%となっています。



◆町の福祉施策の取組について

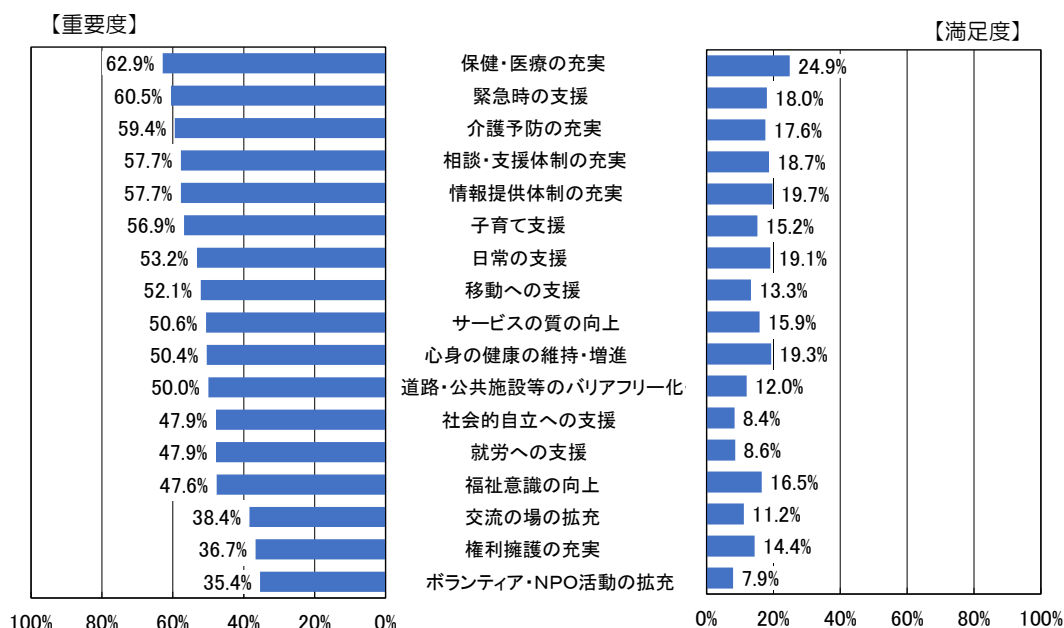
**町の福祉施策の取組についての満足度**

「満足」は7.5%、「やや満足」は48.1%と満足度は55.6%、一方、「不満」は4.7%、「やや不満」は27.3%で不満度は32.0%となっています。



**町の福祉の主要課題における重要度と満足度**

重要度、満足度とも「保健・医療の充実」が各々、62.9%、24.9%と最も多くなっています。  
※重要度は「重要」、「やや重要」の計、満足度は「満足」、「やや満足」の計。

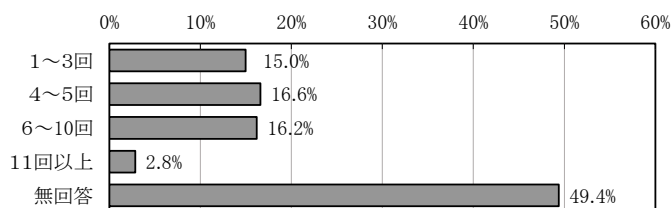


## 第2章 町をめぐる現状と課題

### ◆ボランティア活動について

#### 1年間に参加したボランティア活動の回数

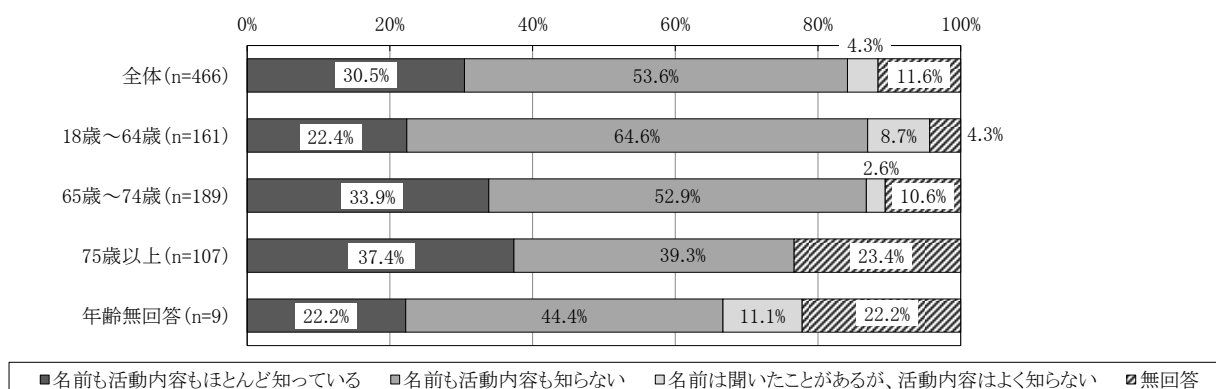
「4～5回」が16.6%と最も多く、次いで「6～10回」が16.2%、「1～3回」が15.0%となっています。



### ◆社会福祉協議会について

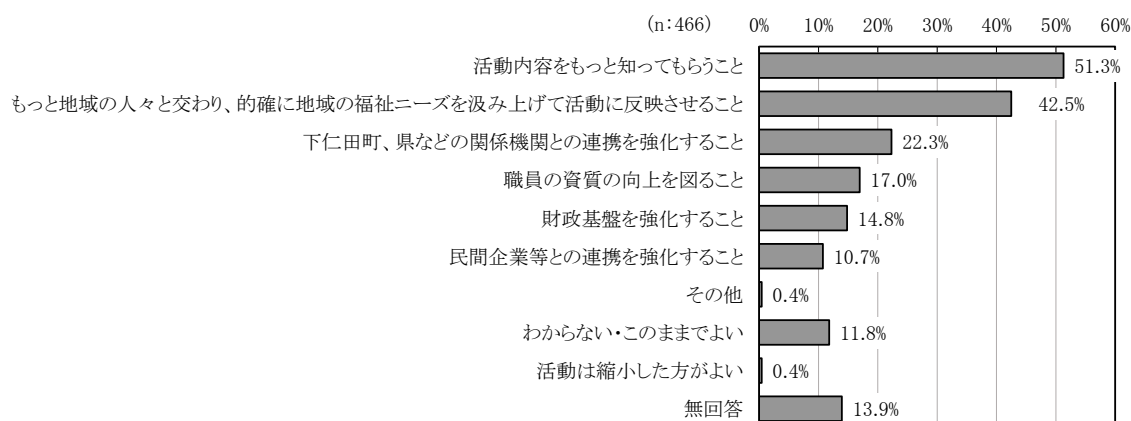
#### 「下仁田町社会福祉協議会」の認知度

18歳～64歳では「名前も活動内容も知らない」が、6割を超えています。



#### 「下仁田町社会福祉協議会」の活動の充実を図る上で、重要なことは何ですか。

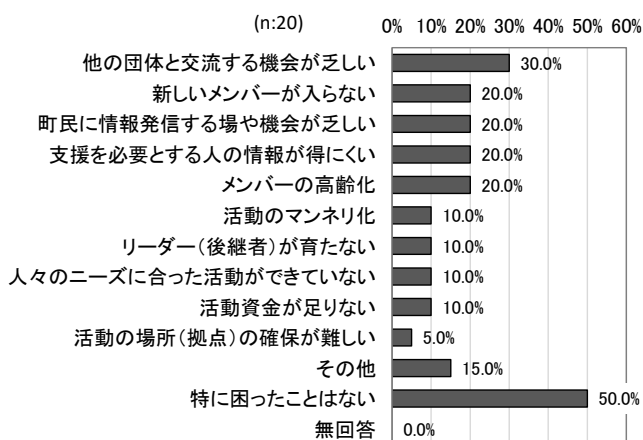
半数以上の方が、「活動内容をもっと知ってもらうこと」と回答しています。



### (3) 福祉関係団体の調査結果について

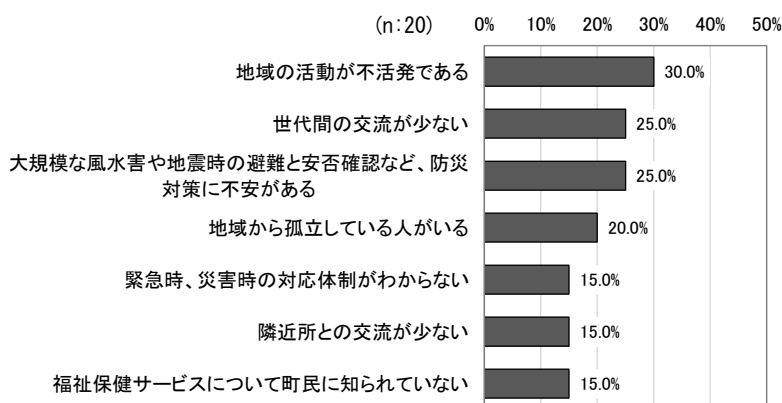
#### ◆福祉全般について

##### 活動を行う上で困っていること



「他の団体と交流する機会が乏しい」が30.0%と最も多く、次いで「新しいメンバーが入らない」、「町民に情報発信する場や機会が乏しい」、「支援を必要とする人の情報が得にくい」、「メンバーの高齢化」が20.0%となっています。

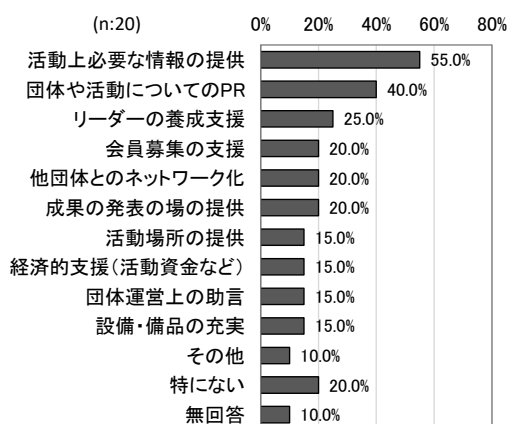
##### 活動を通じて感じる、地域の問題点や課題



「地域の活動が不活発である」が30.0%と最も多く、次いで「世代間の交流が少ない」、「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認など、防災対策に不安がある」が25.0%、「地域から孤立している人がいる」が20.0%となっています。

※15%以上を記載

##### 活動をしていく上で、役場・社会福祉協議会に望むこと



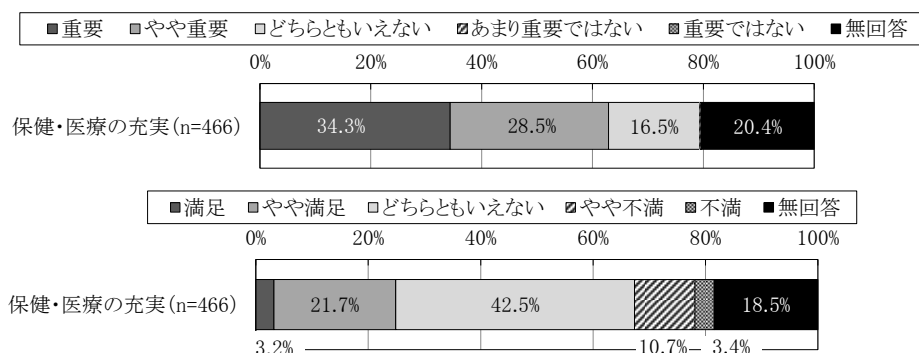
「活動上必要な情報の提供」が55.0%と最も多く、次いで「団体や活動についてのPR」が40.0%、「リーダーの養成支援」が25.0%となっています。

## (4) 調査結果等から見る町の状況と課題

### ◆福祉全般について

福祉の主要課題では「保健・医療の充実」が「重要」、「やや重要」で62.9%と最も多くなっています。対して現状の満足度に関しては「満足」、「やや満足」が24.9%と1/4に留まっており、逆に「不満」「やや不満」が14.1%となっています。

町内及び広域での医療体制の充実と、特に高齢者においては、通院・移動手段の支援が必要となっています。



### ◆利用者本位の福祉サービスの実現

前述のアンケート調査で、利用者本位の福祉サービスの実現には、福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実、行政やサービス事業者の情報公開が、上位を占めています。

ひとり親世帯や生活保護世帯の増加、高齢化の進行とともに高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加等により、地域の課題は今まで以上に複合化・複雑化しています。更にヤングケアラーや子どもの貧困などの社会的な課題も問題になっており、個人や世帯が抱える課題を受け止める包括的な相談支援体制の運用が求められています。

また、複合化・複雑化した課題を抱えながら、社会的孤立状態にあるため支援の手が届かず、困ったことがあっても周囲に相談したり、手助けを求めることができない人がいることも懸念されます。福祉分野に限らず、アウトリーチ的な取組と各関係機関との連携を強化し、重層的な支援体制の構築が必要となっています。

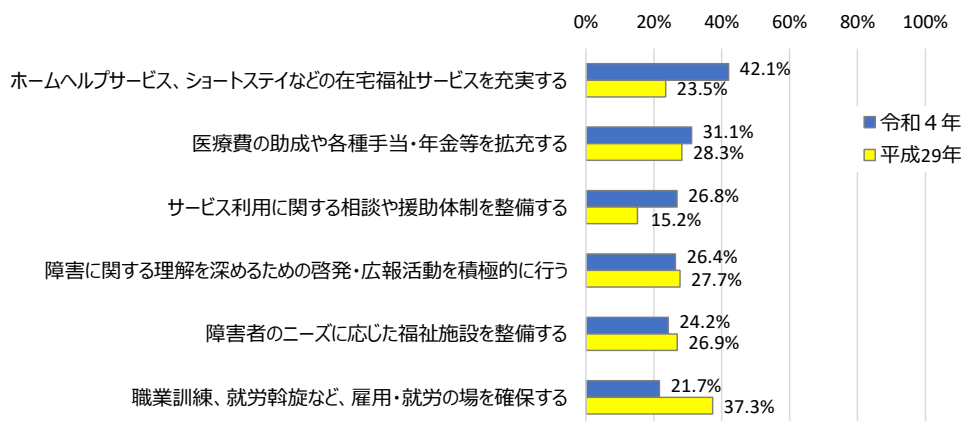
### ◆障害者の福祉

前述のアンケート調査で、障害者に対し、やさしい社会をつくるためには、「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する」が最も多くなっています。平成29年の調査ではトップ(37.3%)だった「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」は、今回21.7%と15.6ポイントも低下しています。

障害のある人の主体性・自主性を尊重し、住み慣れた地域で自立しながら安心して自分らしく暮らすことができるよう、在宅福祉サービスの充実が必要となっています。同時に住宅改修費の助成や介護者の高齢化と、「親亡き後」の生活にかかわる不安への対応、また、緊急時等の支援を実施する体制整備や、安心して暮らし続けられる環境づくりが必要となっています。



障害者の就労においては、公共施設や町全体でのバリアフリー化やコミュニケーションの支援、「心のバリアフリー」が必要です。

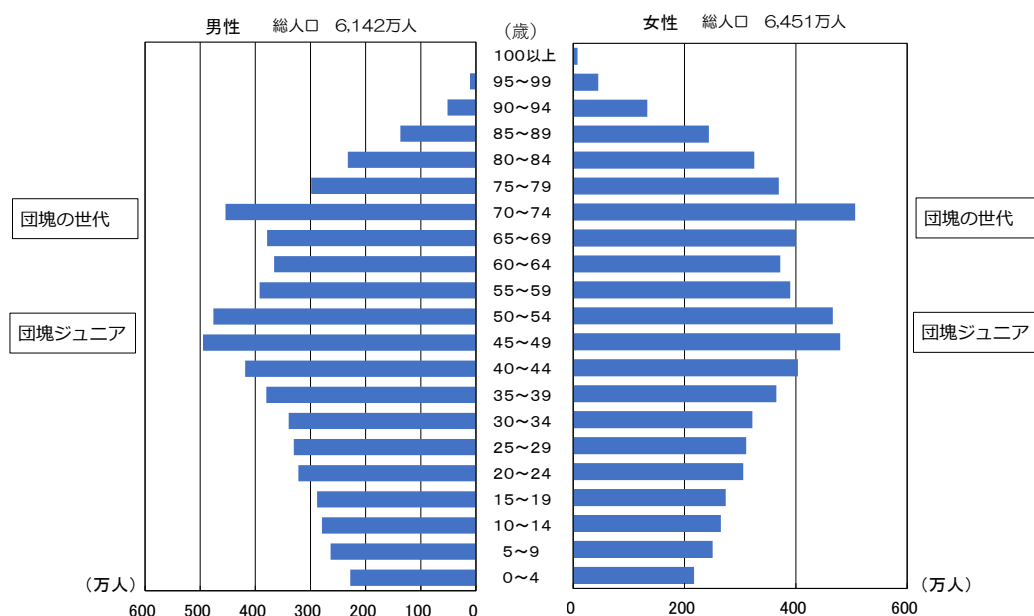


### ◆高齢者の福祉

前述のアンケート調査で、明るく活力ある長寿社会の実現には、「一人でも安心して暮らせる環境を整える」、「医療体制を充実させる」、「在宅福祉サービスを充実させる」が、上位を占めています。高齢者が地域の中で安心して生活できるようにするためには、保健・医療・福祉が連携し必要なサービスが受けられる環境を整えるとともに、高齢者個人の状況や能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護予防から在宅介護サービス等の介護保険サービスなどの充実が必要です。

また、地域の中で互いにできることを行い、支え合いながら、高齢者とともにすべての町民がいきいきと暮らしていくことができるようボランティア活動や文化・スポーツ活動等の生きがいづくりの促進や、就労場所の確保が重要です。

本町は前述のとおり、令和3年において高齢化率が50%を超えましたが、他の自治体と比べ、団塊ジュニア世代の人口が少ないという特徴があります。



※参考表 2022年1月1日時点日本の人口ピラミッド (町の人口ピラミッドは11P)

## 第2章 町をめぐる現状と課題

わが国の人口構成において最もボリュームがあるのは、第1次ベビーブーム世代（1947～1949年生まれ）、いわゆる「団塊の世代」の人びとです。この年代の人びとが2025年にはすべて75歳以上の後期高齢者となり、介護や医療のニーズが急増するとされています。（2025年問題）

### ◆保育・子育てなど子どもの福祉

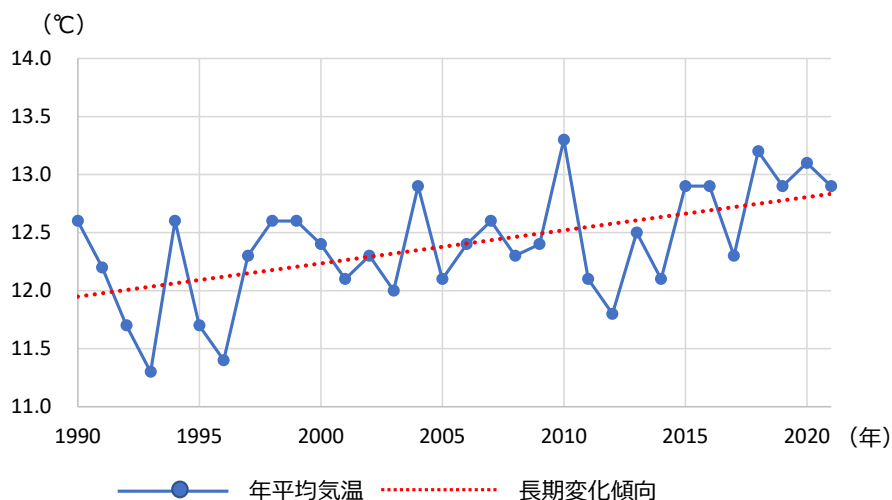
前述のアンケート調査で、安心して子どもを健やかに生み育てていくためには、「出産や子育てに対する経済的な負担を軽減する」、「延長保育や低年齢児保育、障害児保育等、保育サービスを充実する」、「子どもづれでも安全で活動しやすい、ひとにやさしいまちづくりを進める」等が上位を占めています。

本町の合計特殊出生率は、平成28年の1.13から令和2年には0.88へと低下しています。子育て支援施策とともに少子化対策も重要で緊喫の課題です。町内の独身男女の出会いを応援する婚活事業の充実と支援、本町への移住・定住施策と合わせ、積極的な対策が必要となっています。

### ◆防災対策

私たちは現在、地球温暖化に起因すると思われる大規模な気候変動に直面しています。平均気温の上昇、熱中症の増加や夏の猛暑、大型で強い台風や集中豪雨などによる自然災害の増加、暑さによる健康被害や高温による農作物の被害など私たちの生活に大きな影響が出ています。

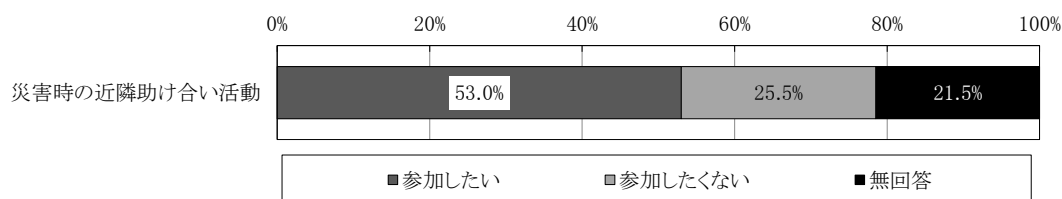
本町においても年間の平均気温は年々上昇しており、台風や集中豪雨など自然災害に対する確実な備えが必要となっています。



資料：アメダス西野牧観測所

前述のアンケート調査によると防災対策を進めていくうえで、今後重要なこととして「食料・飲料水、毛布などの備蓄品の充実」、「子ども、高齢者、障害者などの援護が必要な方への救護体制」が多数を占めています。

また、将来、参加したい活動として「災害時の近隣助け合い活動」が53.0%と最も多く、次いで「ひとり暮らし高齢者等の安否の確認」が34.5%となっており、町民の防災や助け合いの意識は高いのが見て取れます。



災害時に自力で避難することが困難な要援護者に対する支援が防災対策上、重要となっています。高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援して、どこの避難所等に避難させるか等の手順と周知の徹底が求められます。

一方、支援が必要となる人へは、避難行動要支援者登録の目的と意義について、丁寧な説明を行い登録の推進を図ります。

また要配慮者に対しては、行政による支援（公助）のみならず、地域住民の声かけや支援（共助）も必要となっています。平時から自主防災組織への補助等により、よりよい共助の関係を築ける支援が必要となっています。

#### ◆地域の助け合いやボランティア活動

前述（20P）のアンケート調査によると、地域での行事や活動への参加については、65歳～74歳が最も多く、約4割の方が「よく参加している」と回答しています。対して18歳～64歳では、「よく参加している」と回答された方は約2割となっており、参加していない理由としては、「仕事や家事・育児などで忙しい（時間がない）から」が最も多くなっています。日時の調整や内容などを検討し、行事や活動の主役を、高齢者から働く世代へと広げていく仕組みが必要です。

また、ボランティア活動への参加状況ですが、1年に参加した回数で4回以上の方は35.6%、1～3回以上になると50.6%となり、約半数の方が参加しています。町民のボランティア活動に関する意識は決して低くはありません。現状、ボランティア登録者数は減少の一途を辿っていますが、行政の支援のもと、社会福祉協議会を中心に町内のボランティア活動を活発化していく必要があります。



## 第3章 計画の基本理念と施策

### 1. 基本理念

**一人ひとりが、  
お互い様の気持ちで支え合う、  
心通うまち 下仁田**

本計画では、「下仁田町第5次総合計画」を踏まえ、町民が相互に助け合い、心が通うまちづくりを推進していくため、町民一人ひとりが地域の主役となって活躍し、互いに支え合いながら地域づくりを推進するための行動指針として、「第1次下仁田町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念を継承します。

### 2. 基本施策

上記の基本理念の実現に向け、以下6つの基本施策の推進を様々な取組と事業を通じて実行していきます。

**基本施策1 ともに支え合う地域福祉の推進**

**基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実**

**基本施策3 障害者を支える総合的な支援の充実**

**基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実**

**基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進**

**基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進**

### 3. 施策の体系

#### 基本施策1 とともに支え合う地域福祉の推進

##### (1) 情報提供、意識啓発の推進

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①各種福祉講座、講演会の実施 ②福祉情報の提供 ③適切で有効な情報提供の充実 ④健康づくりの啓発・普及 ⑤健康情報の提供	①広報誌「下仁田町社協だより」の発行 ②ホームページによる情報提供

##### (2) 人づくりの推進

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上 ②ボランティア活動団体への助成・支援 ③交流の場の確保	①ボランティアセンターの運営 ②福祉体験用具の貸出

##### (3) 相談支援体制の充実

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①健康相談体制の充実 ②地域包括支援センターの充実 ③社会福祉協議会との連携	①心配ごと相談 ②群馬県ふくし総合相談支援事業 ③日常生活自立支援事業 ④生活困窮者自立相談支援事業 ⑤生活福祉資金貸付事業 ⑥緊急食糧提供事業

##### (4) 地域でともに支え合う基盤の整備

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①民生委員・児童委員との連携 ②要保護児童対策事業 ③成年後見制度利用支援事業の充実	①下仁田町社会福祉協議会会員募集 ②「赤い羽根募金」募集 ③「歳末たすけあい募金」募集 ④日本赤十字社会員（活動資金）募集 ⑤民生委員・児童委員との連携 ⑥地域包括支援センターとの連携 ⑦地区社会福祉協議会との連携・助成

#### 基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①介護保険事業 ②介護予防支援事業 ③介護予防教室及び支援（一般介護予防事業） ④地域包括支援センターの総合相談 ⑤在宅医療・介護連携推進事業（包括的支援事業） ⑥生活支援体制整備事業（包括的支援事業） ⑦認知症総合支援事業（包括的支援事業） ⑧地域ケア会議（包括的支援事業）	①介護保険サービス事業 ②一般介護予防事業 ③生活支援体制整備事業 ④配食サービス事業 ⑤布団乾燥サービス事業 ⑥ひとり暮らし高齢者友愛訪問

地域福祉計画	地域福祉活動計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨認知症サポーター養成事業（任意事業）</li> <li>⑩配食サービス事業（任意事業）</li> <li>⑪家族介護支援事業（任意事業）</li> <li>⑫在宅高齢者福祉事業</li> </ul>	

**基本施策3 障害者を支える総合的な支援の充実**

地域福祉計画	地域福祉活動計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>①障害福祉サービスに関する情報提供</li> <li>②障害福祉サービスに関する相談サービスの充実</li> <li>③障害福祉サービスの提供</li> <li>④利用者負担額無料化事業</li> <li>⑤障害児保育事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①障害福祉サービス事業</li> <li>②福祉車両（車椅子対応）の貸出</li> <li>③車椅子の貸出</li> <li>④思いやり駐車場利用証交付</li> <li>⑤身体障害者・ボランティア交流会</li> <li>⑥歳末見舞金贈呈事業</li> </ul>

**基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実**

地域福祉計画	地域福祉活動計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>①一時預かり事業</li> <li>②延長保育事業</li> <li>③休日保育事業</li> <li>④利用者負担額無料化事業</li> <li>⑤放課後児童健全育成事業</li> <li>⑥児童虐待防止対策の充実</li> <li>⑦育児不安の軽減と子育て環境の整備</li> <li>⑧地域ぐるみで子育て支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①母子・父子世帯小学校入学祝金贈呈事業</li> </ul>

**基本施策5 健康づくり、生きがいの推進**

地域福祉計画	地域福祉活動計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>①母子保健事業</li> <li>②歯科保健事業</li> <li>③健康増進事業</li> <li>④食育推進事業</li> <li>⑤精神保健事業</li> <li>⑥感染症予防事業</li> <li>⑦子ども、障害者、ひとり親世帯への医療費助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①敬老会事業の推進・助成</li> <li>②高齢者ふれあい・いきいきサロン事業の推進・助成</li> <li>③満100歳慶祝事業</li> <li>④シルバー人材センター事業</li> </ul>

**基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進**

地域福祉計画	地域福祉活動計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>①全国瞬時情報システム（J-ALERT）や安否情報システムの活用</li> <li>②避難行動要支援者への避難行動支援</li> <li>③福祉避難所の整備</li> <li>④交通安全・防犯対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害ボランティアセンターの運営</li> </ul>

## 4. 第1次計画の評価と課題

第1次下仁田町地域福祉計画での施策実施状況について、庁内担当部署にて行った進捗評価の結果は以下のとおりでした。

※A：計画以上 B：ほぼ計画どおり C：計画に及ばず

評価項目	評価数	評価		
		A	B	C
基本施策1 ともに支え合う地域福祉の推進				
(1) 情報提供、意識啓発の推進	8	4	2	2
(2) 人づくりの推進	6	2	3	1
(3) 相談支援体制の充実	6	4	2	-
(4) 地域でともに支え合う基盤の整備	6	4	2	-
基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実	15	11	4	-
基本施策3 障害者を支える総合的な支援の充実	6	5	1	-
基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実	9	5	4	-
基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進	12	3	9	-
基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進	6	1	4	1

### ◆基本施策1 ともに支え合う地域福祉の推進

ほとんどの評価項目で計画どおりです。特に福祉情報の提供や社会福祉協議会との連携、成年後見制度の利用支援では、計画以上の実績となりました。しかし、新型コロナウイルス感染予防のため、活動の制限や中止となる事業もありました。

### ◆基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実

全評価項目で計画どおりです。特に高齢者福祉や介護事業において計画以上の実績となりました。しかし、新型コロナウイルス感染予防のため、活動の制限や中止となる事業もありました。

### ◆基本施策3 障害者を支える総合的な支援の充実

全評価項目で計画どおりです。障害福祉サービスに関する情報提供以外の事業において、計画以上の実績となりました。

### ◆基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実

全評価項目で計画どおりです。特に保育関係の事業において、計画以上の実績となりました。

### ◆基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進

全評価項目で計画どおりです。特に健康増進関係の事業において、計画以上の実績となりました。

### ◆基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進

ほとんどの評価項目で計画どおりです。しかし、新型コロナウイルス感染予防のため、中止となる事業もありました。



## 第4章 施策の展開

### 1. 基本施策1 とともに支え合う地域福祉の推進

#### (1) 施策の方向

- ①地域ぐるみの福祉のことや、その中でできることに町民一人ひとりが気づき、具体的行動がとれるよう、講座や催しなど、地域福祉について知る・考える機会の充実と地域福祉に関する情報提供の充実、理解の促進を図ります。
- ②具体的な地域活動への参画に向けたきっかけづくり、各種の福祉教育の実施、活動の担い手となる人材の育成などを行い、地域福祉の推進に向けて自ら考え行動できる人を育てる取組の充実を図ります。
- ③行政内の組織を横断して分野や制度の枠組みにとらわれることなく、あらゆる相談を受け止め、その先の支援や所管部署などにつなぐことができる「断らない・誰も取り残さない」相談体制の構築を図ります。相談体制の構築にあたって、町社会福祉協議会や関係機関・団体との連携・協働とそれぞれの位置付け、役割分担の検討を進め、適切な運用をめざします。
- ④地域福祉活動に関する団体やボランティア、町社会福祉協議会とのネットワークを構築し、ともに支え合う仕組みづくりを強化していきます。

#### (2) 主な取組

##### 【情報提供、意識啓発の推進】

##### ①各種福祉講座、講演会の実施

事業内容	福祉に関する講座やシンポジウムの開催など、福祉について考える機会を提供し、福祉意識の普及に努めます。
実績・課題等	認知症の方を地域で支える取組として、認知症サポーター養成講座を令和元年より実施し、令和3年度までに延べ654名のサポーターが誕生しました。しかし、新型コロナウイルス感染予防のために中止せざるを得ない期間もありました。

##### ②福祉情報の提供

事業内容	町広報誌への福祉情報掲載機会を増やすとともに、ホームページの福祉情報掲載内容の充実を図り、町民への情報提供に努めます。
実績・課題等	広報誌で認知症についての理解や普及啓発のための情報提供を行いました。

##### ③適切で有効な情報提供の充実

事業内容	介護予防などのリーフレット作成や、高齢者に対し介護予防教室を実施し、要介護状態の発生を予防します。
実績・課題等	介護予防のチラシを作成し、相談があった際に活用し、提案しました。

## 第4章 施策の展開

### ④健康づくりの啓発・普及

事業内容	ライフステージに合わせた食生活に関する知識や技術の普及啓発、健康教育・健康相談の実施、8020運動(*)の推進、健康に関する学習会や研修会、及び健康学習組織の支援を実施することで正しい情報の提供を行い、偏った情報や習慣を見直すきっかけになるように健康づくりを推進します。
実績・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康相談（12回/年）・随時健康相談</li> <li>・乳幼児健診における歯科健診（6回/年）、歯科指導（12回/年） 保育園歯科指導2回（各園1回/年） 小中学校歯科指導（各1回/年）、中学3年生よい歯の表彰</li> <li>成人歯科健診 作業所歯みがき指導（5回/年）・歯科健診（1回/年）支援 フロリデーの啓発</li> <li>・糖尿病友の会 学習会（3回/年） 生命の貯蓄体操 指導者定例会（1回/月） 童謡を歌う会 役員会随時開催等の支援の実施。</li> <li>・健康情報の広報周知 随時 課題：健康に無関心な方へのアプローチ</li> </ul>

(\*)1989年（平成元年）より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われてしています。

### ⑤健康情報の提供

事業内容	疾病の予防と早期発見・早期治療のため、各種健診の推進、保健指導を実施しています。また、健康についての情報を、広報、回覧板、ホームページなどで提供しています。
実績・課題等	健診受診後の特定保健指導、結果説明会・家庭訪問を実施しました。

## 【人づくりの推進】

### ①介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上

事業内容	介護支援専門員については、実務研修や現任者を対象とした研修などへ参加を要請し、介護支援専門員としての専門性の向上を図るとともに、資質の向上をめざします。
実績・課題等	高齢者の自立支援と介護支援専門員と関係職種とのつながりを作る会議として自立支援型地域ケア会議を開催しています。また、下仁田厚生病院の医師から、講話をいただき、その後グループワークを実施し、資質向上の機会となりました。しかし、新型コロナウイルス感染予防のために中止せざるを得ない期間もありました。

### ②ボランティア活動団体への助成・支援

事業内容	ボランティアや町民団体が自発的活動をするための支援に努めます。
実績・課題等	ボランティア団体「まごころ会」への町からの活動費補助並びに社協の独自事業として、かぶらの里の清掃奉仕（年1回）、街頭募金及び高齢者の慰問は、いずれもコロナ禍で中止となりました。現在、新型コロナウイルス感染予防のため活動が制限されているため、落ち着いたたら再開する見込みです。会員数が減少しているため、会員確保が課題です。

## ③交流の場の確保

事業内容	乳幼児とその家族を対象に、同世代の親子が交流できる親子サロンを開設しました。健康学習組織の健康づくり、仲間づくり活動を支援します。
実績・課題等	かるがもサークル（6回／年）、子育て応援教室（6回／年）を実施し、健康・育児の相談対応、親子の交流を図っています。課題としては、少子化による参加者の減少がみられました。

## 【相談支援体制の充実】

## ①健康相談体制の充実

事業内容	定期健康相談、こころの相談を実施し、専門家に相談できる体制をとっています。また、保健師による健康相談、管理栄養士による栄養相談を実施しています。
実績・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期健康相談12回／年、こころの相談12回／年</li> <li>随時健康相談</li> <li>健康情報の広報周知</li> </ul> 新型コロナウイルス感染症の流行状況により中止と再開を余儀なくされました。

## ②地域包括支援センターの充実

事業内容	地域包括ケアの中核拠点として、高齢者の相談支援、介護予防事業推進、介護サービスの包括的な対応の強化を図ります。
実績・課題等	総合相談窓口の設置、コグニサイズ(*)等の実施、要支援者並びに事業対象者への適切な介護予防プランの提供を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度 総合相談件数 1,082件</li> <li>コグニサイズ参加者延べ 532人</li> <li>介護予防支援計画作成数延べ 351人</li> </ul>

(\*)コグニサイズ：頭の体操と運動を一緒に行うことで認知機能の維持や改善をめざすものです。自宅でも教室でも、ひとりでもグループでも行えます。

## ③社会福祉協議会との連携

事業内容	高齢者が必要とする介護サービス量の増加にともない、保健、医療、福祉サービスなどを関係機関と検討をしながら、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会などとの連携を強化し、情報の共有を図ります。
実績・課題等	介護サービスについて、社会福祉協議会と共有を行い、地域の介護サービスが適切に受けられるように取り組みました。

**【地域でともに支え合う基盤の整備】**

① 民生委員・児童委員との連携

事業内容	見守りが必要なひとり暮らし高齢者などについて、民生委員・児童委員との連携を強化し、対象者の把握に努めます。
実績・課題等	顔の見える関係づくりをめざし、ひとり暮らし高齢者の訪問を行いました。近年の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、短時間での訪問調査を実施しました。

② 要保護児童対策事業

事業内容	要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けている児童、あるいはその家庭に対し、適切な指導、より良い支援を行っていくとともに、虐待防止の啓発活動を行います。
実績・課題等	毎年、代表者会議(実務者会議を兼ねる)を実施しています。個別でケース会議及び転出時については、他市町村を交えたケース会議を開催、県外に転出の場合は、情報提供で繋げています。事案発生時は、関係機関と連携を取り接触し、助言や支援を行いました。 また、虐待を受けている児童、あるいはその家庭に対し、適切な指導、より良い支援を行えるよう関係機関と連携して取り組んでいます。台帳の登録児童に対し定期的な確認を行い、継続・終結を的確に行っていきます。

③ 成年後見制度利用支援事業の充実

事業内容	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方やその親族などからの相談に応じ、利用に係る費用負担が困難な方に対し、その費用を支援するなど、事業の充実や促進に努めます。
実績・課題等	費用負担が困難な認知症高齢者に対して、町長申し立て費用の支援並びに後見人の報酬助成を行いました。また中核機関設置をめざし、協議・検討を進めます。

**(3) 社会福祉協議会による主な取組**

**【情報提供、意識啓発の推進】**

① 広報誌「下仁田町社協だより」の発行

② ホームページによる情報提供

事業内容	地域福祉に対する関心や理解がより深まるよう、広報誌やホームページを利用し、町民へ福祉サービスなどの情報を提供します。
実績・課題等	広報誌「社協だより」を年2回発行しています。ホームページを運用していますが、内容充実に努めます。

## 【人づくりの推進】

## ① ボランティアセンターの運営

事業内容	町内のボランティア活動の普及推進を図るために、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録を推進し、各種活動における支援を行います。
実績・課題等	ボランティアコーディネーターを1名配置し、ボランティアに関する相談やボランティア活動保険の受付、登録ボランティア団体の事業に活動支援を行いました。

## ② 福祉体験用具の貸出

事業内容	地域福祉やボランティア活動への理解や関心を高めることを目的にした事業に福祉体験用具（高齢者疑似体験用具、車椅子、アイマスク）の貸出を行います。
実績・課題等	高齢者疑似体験用具2組、車椅子6台、アイマスク30枚を管理しています。

下仁田町社会福祉協議会では、下仁田町ボランティアセンターを設置・運営しています。

## ◆あなたにもできるボランティアを一緒に探します。

ボランティア活動は、誰もが人間らしく豊かに暮らせる明るい社会をめざし、自分たちの手で良くしていこうとする活動です。

ボランティアセンターは、あなたに合ったボランティアが見つけれられるようにお手伝いをします。

## 《主な業務内容》

## 【ボランティア相談】

個人や団体からボランティアに関する相談を受け付けます。

## 【ボランティア登録】

個人や団体の登録を受け付け、ボランティアに関する情報を提供します。

## 【ニーズの把握・調整】

福祉施設などのニーズを把握し、ボランティア活動のコーディネートを行います。

## 【情報収集と提供】

ボランティアに関する情報を集め、社協広報紙・ホームページを通じて情報提供を行います。

## 第4章 施策の展開

### 【相談支援体制の充実】

#### ①心配ごと相談

事業内容	町民が抱える様々な生活上の悩みや問題などに関して、適切な助言や情報提供を行うため、民生委員・児童委員や行政・関係機関と連携して相談事業の充実に努めます。
実績・課題等	民生委員より心配ごと相談員10名を選出していただき、月1回第1火曜日に2名体制で相談業務を行っています。

#### ②群馬県ふくし総合相談支援事業「なんでも福祉相談」

事業内容	町民が抱える様々な生活上の悩みや問題などに関して、適切な助言や情報提供を行うため、群馬県社会福祉協議会と連携して相談事業の充実に努めます。
実績・課題等	なんでも福祉相談員を2名配置し、相談業務を行っています。

#### ③日常生活自立支援事業

事業内容	町内の認知症高齢者、知的障害者等日常生活に不安を感じている方の生活をサポートするため、各種の相談に応じるとともに、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービス等の支援を行います。
実績・課題等	生活支援員を1名配置し、活動しています。日常生活自立支援事業の周知を図り、利用の促進及び支援を行います。

#### ④生活困窮者自立相談支援事業

事業内容	群馬県社会福祉協議会と連携し、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行います。
実績・課題等	相談支援員を1名配置し、生活及び就労等に関する問題の解決を図るための支援計画を作成し支援を行っています。必要に応じて相談者と共に関係機関へ出向き、利用に必要な各種手続き等のお手伝いを行いました。

#### ⑤生活福祉資金貸付事業

事業内容	群馬県社会福祉協議会が実施する貸付事業で、生活に不安を抱えた低所得、障害者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付と合わせて必要な相談支援を行うことで、その経済的自立や生活意欲の向上を図り、また、在宅福祉及び社会参加を促進し、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。
実績・課題等	経済的支援が必要な方に、申請に必要な相談支援を行いました。

#### ⑥緊急食糧提供事業

事業内容	緊急的に生活が困窮し支援が必要な町民に対し、食糧を提供することで、安定した生活が送れるように支援します。
実績・課題等	緊急かつ一時的、また生命の危険が予見される方に、1人1週間分3,000円程度の食糧の提供を行いました。

### ◆生活困窮者自立支援制度とは？

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い人の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施として、平成25年成立の生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月から全国で実施されています。

生活困窮者自立支援制度では以下のような支援を行っています。

#### 自立相談支援事業 【あなただけの支援プランを作成】

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

#### 住居確保給付金の支給 【家賃相当額を支給】

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

#### 就労準備支援事業 【社会、就労への第一歩】

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

#### 家計改善支援事業 【家計の立て直しをアドバイス】

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

#### 就労訓練事業 【柔軟な働き方による就労の場の提供】

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

#### 生活困窮世帯の子ども学習・生活支援事業 【子どもの明るい未来をサポート】

子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

#### 一時生活支援事業 【住居のない方に衣食住を提供】

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。



資料：厚生労働省 HP

**【地域でともに支え合う基盤の整備】**

- ①下仁田町社会福祉協議会会員（会費）募集
- ②群馬県共同募金会「赤い羽根募金」募集
- ③群馬県共同募金会「歳末たすけあい募金」募集
- ④日本赤十字社会員（活動資金）募集

事業 内容	町内各地区で行われる敬老会や高齢者ふれあい・いきいきサロンなどの地域福祉活動を推進するため、下仁田町社会福祉協議会会員募集や群馬県共同募金会で行う赤い羽根募金等の周知を図り、各種活動における支援と助成を行います。
実績・ 課題等	町民の皆様から頂きました会費や募金は、様々な福祉事業の貴重な財源として使わせて頂きました。

- ⑤民生委員・児童委員との連携

事業 内容	見守りが必要なひとり暮らし高齢者などについて、民生委員・児童委員との連携を強化し、対象者の把握に努めます。
実績・ 課題等	心配ごと相談の実施、ひとり暮らし高齢者友愛訪問や歳末見舞金贈呈事業の協力依頼、生活困窮者等の相談に対応し、支援・連携を行っています。

- ⑥地域包括支援センターとの連携

事業 内容	高齢者が必要とする介護サービス量の増加に伴い、保健・医療・福祉サービスなど関係機関と検討しながら、行政・関係機関との連携を強化し、情報の共有を図ります。
実績・ 課題等	介護サービスについて、地域包括支援センターと共有を行い、地域の介護サービスが適切に受けられるように取り組みました。

- ⑦地区社会福祉協議会との連携・助成

事業 内容	各地区社会福祉協議会で行う敬老会や高齢者ふれあい・いきいきサロンについて情報共有や事業費の助成を行い、事業の推進を図ります。
実績・ 課題等	地区社協会長会議を開催し、敬老会や高齢者ふれあい・いきいきサロンについての情報交換や事業費助成を行いました。



## 2. 基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実

### (1) 施策の方向

- ①高齢者が地域の中で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉が連携し必要なサービスが受けられる環境を整えていきます。
- ②地域の中で互いにできることを行い、支え合いながら、高齢者とともにすべての町民がいいきと暮らしていくことができるように環境を整えていきます。
- ③高齢者が、個人の状況や能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護予防から在宅介護サービス等の介護保険サービスなどへと、状況に応じて切れ目のない支援ができる体制を整備していき、総合的な高齢者福祉施策の推進を図っていきます。

### (2) 主な取組

#### ①介護保険事業

事業内容	介護保険の事業について、利用手引きによって情報提供を行い、サービス利用希望者に各サービスの内容について知ってもらい、介護サービスを必要とする人に適切なサービスを選択、利用してもらうことができるようにします。
実績・課題等	総合相談の中から必要な方に対して情報提供を行い、介護保険サービスにつなげています。

#### ②介護予防支援事業

事業内容	介護予防支援事業について、利用手引きによって情報提供を行い、サービス利用希望者に各サービスの内容について知ってもらい、適切なサービス利用の促進を図ります。
実績・課題等	介護予防支援事業について、パンフレットやチラシを用いて情報提供を行い、適したサービスの提案を行いました。

#### ③介護予防教室及び支援（一般介護予防事業）

事業内容	要介護状態になることを予防し、いきいきと過ごせるように、健康づくりに取り組んでいただくための介護予防事業を行っています。
実績・課題等	介護予防サポーター養成講座やコグニサイズ等を実施して介護予防ができるように取り組みました。新型コロナウイルス感染予防のために中止せざるを得ない期間もありました。

#### ④地域包括支援センターの総合相談

事業内容	地域包括支援センターでは、様々な相談を受け付け、地域の課題の把握を行うとともに、相談内容に応じて、対応する専門機関へとつなげる総合相談を行っています。
実績・課題等	地域包括支援センターの知名度を上げるべくチラシを作成して関係機関に配布を行い相談窓口の周知を図りました。また、相談の内容に応じて適切な機関へつなげました。

## 第4章 施策の展開

### ⑤在宅医療・介護連携推進事業（包括的支援事業）

事業内容	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の顔の見える関係づくりを進めています。
実績・課題等	富岡市甘楽郡医師会へ、業務委託を行っております。新型コロナウイルス感染予防のために中止せざるを得ない期間もありましたが、WEB 会議・研修を活用し工夫して行いました。

### ⑥生活支援体制整備事業（包括的支援事業）

事業内容	多様な関係者の中で情報共有と連携を図り、協働による多様な日常生活の支援体制の充実と強化を図り、地域における支え合いの体制づくりを推進するため、「生活支援コーディネーター」の配置と「協議体（関係者による協議の場）」の設置を進めています。
実績・課題等	地域における支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターの業務委託と協議体（関係者による協議の場）の設置を進めており1か所、協議体が発足しました。

### ⑦認知症総合支援事業（包括的支援事業）

事業内容	認知症の方への適切な対応を行うため、認知症初期集中支援推進事業を西毛病院へ委託し、実施しています。認知症の早期診断・早期対応に向けた、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の方やその家族を早期に支援します。
実績・課題等	適切な医療や介護のサービスが受けられない認知症の方に対して、西毛病院の専門職と連携して、適切な医療や介護サービスの利用に向けて取り組みました。

### ⑧地域ケア会議（包括的支援事業）

事業内容	高齢者等が安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざし、介護、福祉、保健及び医療等の多機関・多職種が地域における多様な社会資源の統合調整を行い、困難事例や地域課題について検討し、一体的な支援体制を調整、推進することを目的として、下仁田町地域ケア会議を設置しています。
実績・課題等	対応が困難なケース及び自立支援に向けたケア会議を開催しました。新型コロナウイルス感染予防のために中止せざるを得ない期間もありましたが、WEB会議を活用し、工夫をして行いました。

### ⑨認知症サポーター養成事業（任意事業）

事業内容	認知症地域支援推進員を中心に認知症の正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターとして、認知症サポーターの養成を保健推進員、民生委員等を対象に実施しています。
実績・課題等	認知症地域支援推進員を中心に認知症の正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターとして認知症サポーターの養成を、各種団体や個人に実施しました。しかし、新型コロナウイルス感染予防のために中止せざるを得ない期間もありました。

## ⑩配食サービス事業（任意事業）

事業内容	地域において自立した日常生活を営むことができるように、ひとり暮らし高齢者等に定期的に食事を提供する配食サービスを行っています。また、配食を通じて、ひとり暮らし高齢者の見守りも行っています。
実績・課題等	食の自立や安否確認が必要な対象者に、配食サービスを行いました。なお、コロナ禍による調理施設の閉鎖時には町内の飲食店組合へ依頼し、切れ目のない配食サービスを行っています。

## ⑪家族介護支援事業（任意事業）

事業内容	高齢者を介護している家族等に対して介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的として、家族介護支援事業を行っています。
実績・課題等	認知症の家族が少しでも気持ちが共有できて介護の方法が見いだせる機会として、家族が集って話をしたり聞いたりする場を設けて在宅生活の継続・向上を行いました。新型コロナウイルス感染予防のために中止せざるを得ない期間もありました。

## ⑫在宅高齢者福祉事業

事業内容	自宅で暮らしている高齢者の生活を支援するために、緊急通報体制整備、はりきゅう及びマッサージ、集落高齢者等タクシー券交付、介護慰労金、介護車両等購入費補助金交付等のサービスを行っています。
実績・課題等	在宅生活を支援するために、タクシー券交付などの事業を行い、高齢者の生活負担軽減を図りました。

## (3) 社会福祉協議会による主な取組

## ①介護保険サービス事業

事業内容	支援や介護が必要になった高齢者が、自立した心豊かな生活が送れるように介護保険事業を実施します。
実績・課題等	介護保険法に基づいて、居宅介護支援事業と介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業の支援業務、また、居宅における身体介護、生活援助を行う訪問介護事業と介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型独自サービス）の提供を行っています。

## ②一般介護予防事業

事業内容	要介護状態になることを予防し、いきいきと過ごせるように、健康づくりに取り組んでいただくための介護予防事業を行います。
実績・課題等	地域包括支援センターと連携し、介護予防教室「寄楽ねーかい」を月2回行っています。

## 第4章 施策の展開

### ③生活支援体制整備事業

事業内容	多様な関係者の中で情報共有と連携を図り、協働による多様な日常生活の支援体制の充実と強化、地域における支え合いの体制づくりを推進するため、「生活支援コーディネーター」の配置と「協議体（関係者による協議の場）」の設置を進めています。
実績・課題等	生活支援コーディネーター1名を配置し、地域における支え合いの体制づくりを推進しています。地域包括支援センターと連携し、協議体（関係者による協議の場）の設置を進めており、町内全域の協議体発足をめざします。

### ④配食サービス事業

事業内容	地域において自立した日常生活を営むことができるよう、ひとり暮らし高齢者等に定期的に食事を提供する配食サービスを行います。また、配食を通じて、ひとり暮らし高齢者の見守りも行います。
実績・課題等	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を対象に、ボランティアにより調理した食事（昼食）を週1回（火曜日）提供し、安否確認を行っています。

### ⑤布団乾燥サービス事業

事業内容	地域において自立した日常生活を営むことができるよう、ひとり暮らし高齢者等に定期的に布団乾燥サービスを行います。また、布団乾燥を通じて、ひとり暮らし高齢者の見守りも行います。
実績・課題等	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を対象に、虚弱・障害・疾病等の理由により寝具の衛生管理が困難な方に対し、乾燥・消毒加工を行っています。

### ⑥ひとり暮らし高齢者友愛訪問

事業内容	町内在住の85歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、安否確認を行うとともに、ふれあいの機会を楽しんでいただくことを目的として慰問活動を行います。
実績・課題等	ボランティア団体に協力いただき、町内在住85歳以上のひとり暮らし高齢者を訪問し、安否確認や孤独感の解消を図ることを目的に行っています。

### 3. 基本施策3 障害者を支える総合的な支援の充実

#### (1) 施策の方向

- ①障害のある人の主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう、各種サービス等の情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、個々の能力や適正に応じて働き続けられるよう支援していきます。
- ②地域の中で障害に対する理解を深めてもらえるよう、広報紙や各種イベント等を活用した理解促進や啓発を行い、障害のある人の社会参加の促進にも取り組んでいきます。

#### (2) 主な取組

##### ①障害福祉サービスに関する情報提供

事業内容	障害福祉サービスについて、パンフレットやチラシ、窓口での相談などを通じて情報提供を行い、サービスについて知ってもらうことで、サービスを必要とする人に適切なサービスの選択につなげています。
実績・課題等	広報を通じて、必要な方に申請情報の周知を図り、町独自のパンフレットを作成しました。 今後も町独自のパンフレットを作成し窓口に設置するなど、わかりやすいサービス利用提供に取り組めます。

##### ②障害福祉サービスに関する相談サービスの充実

事業内容	障害福祉サービスの適切な利用促進に向け、関係課や相談支援センター等関係機関との連携による相談体制を整え、適切なサービスの利用促進を図っています。
実績・課題等	相談支援事業所と連携を密にし、適切なサービス利用のための情報共有が図れました。今後も継続的に相談支援事業所と連携し、切れ目のないサービス運営に取り組んでいきます。

##### ③障害福祉サービスの提供

事業内容	相談支援センター等関係機関と連携し、障害福祉サービスの提供を行っています。
実績・課題等	相談支援事業所と連携を密にし、適切なサービス利用のための情報共有が図れました。また、ケア会議の実施により、利用者の要望の確認を行えました。今後も障害相談支援事業所と連携を図り、利用者のニーズに対応していきます。

##### ④利用者負担額無料化事業

事業内容	障害児に係る利用者負担額を無料化して、保護者の経済的な緩和を図る事業です。経済的負担を軽減することで、必要とされるサービスの利用促進につなげています。
実績・課題等	令和元年10月から、3歳から5歳までの障害を持つ児童の利用者負担額を無料化して、保護者の経済的な緩和を図れました。今後も継続して実施していきます。

## 第4章 施策の展開

### ⑤障害児保育事業

事業内容	町に居住する保育に欠ける障害児を受けいれている施設に対し、補助金を支給し柔軟な対応の推進を行う事業です。
実績・課題等	町内では1施設で実施しています。 障害児を受け入れている施設に対して、補助金の支給を行い施設側は、児童に合わせた細やかな保育の提供が行えています。

## (3) 社会福祉協議会による主な取組

### ①障害福祉サービス事業

事業内容	支援や介護が必要になった障害者が、自立した心豊かな生活が送れるように障害福祉サービス事業を実施します。
実績・課題等	障害者総合支援法に基づいて、身体障害者の居宅における身体介護、家事援助、通院介護や同行援護を行う身体障害者居宅介護事業を行っています。

### ②福祉車両（車椅子対応）の貸出

事業内容	町内在住の介護を必要とする高齢者、下肢に障害がある方、また傷病等一時的に車椅子を必要とする方を対象に、車椅子の乗降ができる移送用車両を貸し出します。
実績・課題等	貸出用車両1台を管理しています。

### ③車椅子の貸出

事業内容	町内在住の介護を必要とする高齢者、下肢に障害がある方、また傷病等一時的に車椅子を必要とする方を対象に、車椅子を貸し出します。
実績・課題等	貸出用車椅子6台を管理しています。

### ④思いやり駐車場利用証交付

事業内容	公共施設や病院、商業施設に設置されている車椅子駐車場を適正かつ有効に活用し、障害のある方や介護認定を受けている方、妊産婦の方に利用証を交付し、広く利用していただく制度です。
実績・課題等	利用証交付窓口として、群馬県に登録しています。

### ⑤身体障害者・ボランティア交流会

事業内容	町内在住の障害を持たれた方々がボランティアと交流する場をつくり、障害に対する理解を深め、障害者の社会参加促進をめざす事業です。
実績・課題等	ボランティア団体に協力いただき、交流事業を行っています。

### ⑥歳末見舞金贈呈事業

事業内容	経済的に支援が必要とされる世帯等に、歳末たすけあい募金を活用した歳末見舞金の贈呈事業を行います。
実績・課題等	知的・身体・精神障害者やひとり親家族、低所得世帯等に歳末見舞金の贈呈を行っています。

## 4. 基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実

### (1) 施策の方向

- ①安心して妊娠、出産、子育てを行えるような総合的な相談事業や適切な支援が受けられるための切れ目のない体制の強化を図ります。
- ②子育て家庭の経済的な負担の軽減や、心身の健康保持と生活の安定を図り、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができるよう、地域全体で子どもたちの成長を見守っていく地域社会の構築に努めます。

### (2) 主な取組

#### ①一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
実績・課題等	町内では2施設が実施しています。内1施設は休日の受け入れも対応しており、未入园児童に対し必要な保育が行えました。

#### ②延長保育事業

事業内容	仕事等と子育て等の両立を容易にするとともに、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境の推進を図る事業です。
実績・課題等	町内では2施設が実施しています。児童の支給認定に応じた保育の提供が行えました。

#### ③休日保育事業

事業内容	就労形態の多様化にともなう日曜・祝祭日などの休日の保育需要に対応し、休日に保育に欠ける乳幼児の保育を行う事業です。
実績・課題等	町内では1施設が実施しています。保護者の休日の都合に合わせた保育の提供が行えました。

#### ④利用者負担額無料化事業

事業内容	第2子以降の児童に係る利用者負担額を無料化して、保護者の経済的な緩和を図る事業です。
実績・課題等	令和4年度からは、全員を対象にした無料化が実施となりました。今後も継続して実施し、保護者の経済的な緩和を図っていきます。

#### ⑤放課後児童健全育成事業

事業内容	労働等により昼間家庭にいない保護者に代わり、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。
実績・課題等	町内では2クラブが実施しています。昼間家庭にいない保護者に代わり生活の場が提供できています。また、2クラブ共に送迎車対応を行い、授業終了後の児童が安全にクラブを利用できます。

## 第4章 施策の展開

### ⑥児童虐待防止対策の充実

事業内容	児童虐待の防止に向けて、児童相談所や学校等の関係機関との緊密な連携を図り、支援対象とするすべてのケースについて、定期的に状況を管理し、必要に応じて専門機関につなげるなどの対応を行っています。
実績・課題等	事案に対して、関係機関と連携を図り対応できました。今後も関係機関と連携を図り、対象となる児童に対して適切な支援につなげられるよう迅速な対応に臨んでいきます。

### ⑦育児不安の軽減と子育て環境の整備

事業内容	育児不安の軽減と子育て環境の整備に向けて、新生児訪問、健康相談、健康教室、不妊治療費助成、無痛分娩費用助成を行っています。
実績・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児訪問 随時</li> <li>・かるがもサークル（6回／年）、子育て応援教室（6回／年）を実施し、育児不安の軽減と子育て環境の整備</li> <li>・産後2カ月教室、産後ケア 随時実施</li> <li>・不妊治療費、無痛分娩費の一部を助成</li> </ul>

### ⑧地域ぐるみで子育て支援

事業内容	地域全体で子育てを支援していくことができるように、子育てボランティアの育成や活動支援、保健推進員活動の推進を通じて、様々な人々がそれぞれの立場から地域ぐるみで子育て支援を行うことができるようにしています。
実績・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てボランティア活動 随時</li> <li>・保健推進員活動 地区別会議4回／年</li> <li>・健康しもにた21・すこやか 親子21の内容について学習の機会を設けました。</li> </ul>

## （3）社会福祉協議会による主な取組

### ①母子・父子世帯小学校入学祝金贈呈事業

事業内容	経済的に支援が必要とされるひとり親世帯において、小学校に入学する児童を対象とした祝金の贈呈を行います。
実績・課題等	行政と連携し対象者の把握に努め、祝金の贈呈を行っています。





## 5. 基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進

### (1) 施策の方向

- ①一人ひとりが健康を保ち、地域の中でいきいきと活動することで、地域全体で支え合うまちづくりの実現を図るため、各種の保健サービスの充実を図り、健康づくりの支援を行います。
- ②一人ひとりが良好な生活習慣を確立できるように、望ましい生活習慣、食生活、適切な運動習慣などの啓発や指導に取り組んでいきます。

### (2) 主な取組

#### ①母子保健事業

事業内容	健康相談、健康教室、健康診査（乳児健診、幼児健診、5歳児健診）、家庭訪問等を通じて、母子のこころとからだの健康を推進しています。
実績・課題等	新型コロナウイルス感染拡大防止のための予防対策を実施しながら実施しています。子どもの発達・育児には、遊びや人とのふれあいが欠かせません。また、子育て期の保護者支援も重要です。今後も、必要な対策を講じながら事業を実施していきます。令和元年度には保健課に「子育て世代包括支援センター」を設置しました。

#### ②歯科保健事業

事業内容	歯と口の健康についての知識の普及、乳幼児・学童期のむし歯予防の取組、青壮年期の歯周病予防対策、高齢期の口腔機能維持・向上に向けて、健診や保健指導、啓発事業等を行っています。
実績・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から高齢期までライフステージごとに歯科健診や、口腔保健指導を実施しています。</li> <li>・幼児期から児童生徒の希望者には、フッ化物を利用したむし歯予防対策を実施しています。また、全年齢向けにフロリデーション(*)の啓発をしています。</li> <li>・学校歯科医の協力のもと健診を実施しています。学校の児童生徒には「歯と口の健康に関する図画・ポスター・標語コンクール」の作品提出を通して歯科健康啓発を行っています。</li> </ul>

\*フロリデーション：むし歯予防のために、飲料水にフッ化物を適切な濃度となるよう添加することを言います。

#### ③健康増進事業

事業内容	各種健（検）診、健康教室、地区組織活動を通じて、健康増進を推進しています。
実績・課題等	令和2年度は、春の集団健（検）診が新型コロナウイルスの影響により中止となり、個別健診を拡大しましたが、受診率は低下しました。令和3年度は、感染防止対策を実施しながら計画通り実施し、受診率はコロナ禍以前に戻りつつあります。健診後は、健康相談、特定保健指導、健康教室、糖尿病性腎臓病重症化予防事業を実施しました。また、精検受診勧奨・再勧奨を行っています。

## 第4章 施策の展開

### ④食育推進事業

事業内容	各分野の連携に基づく「食育」の推進・若い世代や、子育て世代を対象とした普及・啓発活動の充実・専門職による健康栄養相談や健康教育の充実を通じて、食育の推進を図っています。
実績・課題等	乳幼児期から高齢期までライフステージに合わせた中断のない食育事業に取り組んできましたが、令和2～3年度にかけてはコロナ禍により事業の縮小や中止したのもありました。今後、感染対策に配慮した事業の展開を企画、実施していきます。

### ⑤精神保健事業

事業内容	こころの相談を実施するとともに、こころの健康、睡眠についての知識の普及を図ります。
実績・課題等	精神保健事業と自殺対策予防事業を行いました。 こころの相談の利用者が減少しているのが課題です。

### ⑥感染症予防事業

事業内容	定期予防接種の実施、一部の任意予防接種の助成事業を実施しています。 また、災害による感染防止対策や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策を実施しています。
実績・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種は計画通りに実施しています。</li> <li>・台風による家屋の浸水被害には、対象家屋に対して清掃の助言を行うとともに、希望する家庭には消毒液を散布しました。</li> <li>・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行による臨時予防接種の実施、ホームページや防災メールを活用しての感染予防啓発を行いました。</li> </ul>

### ⑦子ども、障害者、ひとり親世帯への医療費助成

事業内容	子ども（15歳まで）・障害者（身障手帳1・2級、療育手帳A、障害年金1級など）・ひとり親世帯（所得税が課せられていない18歳までの子どもがいる世帯）を対象に医療費の無料化を行っています。
実績・課題等	群馬県の福祉医療費補助金制度を活用して、現物給付（医療機関窓口で支払いが発生しない）を実施しました。 広報・HP等で制度の周知、窓口でのご案内により対象者に申請いただいているところですが、周知が行き届かない方への対応が課題です。

## （3）社会福祉協議会による主な取組

### ①敬老会事業の推進・助成

事業内容	多年にわたり地域社会の発展に尽くされてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福するとともに、地域福祉の推進を図るために、各地区社会福祉協議会で敬老事業を実施しています。
実績・課題等	各地区社会福祉協議会でを行う敬老会の情報提供や事業費助成などの支援を行っています。

## ②高齢者ふれあい・いきいきサロン事業の推進・助成

事業内容	住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」を行う活動です。
実績・課題等	各地区社会福祉協議会で行う高齢者ふれあい・いきいきサロンの情報提供や事業費助成などの支援を行っています。

## ◆ふれあい・いきいきサロン

最近では、ご近所であいさつをする機会や玄関前での立ち話など、ご近所同士がコミュニケーションをとることが減ってきています。

サロンはそんな地域の方たちが参加し、定期的集まることで顔なじみの輪を広げ、いきいきとした楽しい生活を送ることを目的としています。

## ○活動内容

特に決まりはありません。参加者みんなが楽しめる活動行っています。

## ・食事会やお茶会

ボランティアによる手作りの食事であったり、参加者によるそば打ちや持ち寄りなど、お茶を飲みながら共にテーブルを囲むことで、情報交換や気分転換につながります。

## ・レクリエーション

簡単なゲームや体操、カラオケ、節分・花見・クリスマス会等の季節のイベントを行っています。

## ・出前講座

介護保険の制度、悪質商法、認知症、メタボリックシンドロームなどの講師や社協職員が会場に伺い説明いたします。

## ○どんな場所でやればいいのか？

「サロン」の会場は、集会所や地域の公民館などです。自宅から歩いていけるようなところで開催しています。

## ○何人くらいでやればいいのか？

10人から20人程度が適当です。いつでも新しい会員が参加できるようにします。

## ○回数は？

月1回、月2回、週1回など地域の事情にあわせて実施しています。



出典：イラスト協議会

#### 第4章 施策の展開

##### ③満100歳慶祝事業

事業内容	町内在住の満100歳の方に記念品贈呈を行います。
実績・課題等	行政と連携し対象者の把握に努め、町内在住・在宅の満100歳の方に対し慶祝訪問を行い、慶祝状と記念品を贈呈しています。

##### ④シルバー人材センター事業

事業内容	高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織としてのシルバー人材センター事業を推進しています。
実績・課題等	地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注し、会員として登録した高齢者の中から適任者を選んで、その仕事を遂行しています。

## 6. 基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進

### (1) 施策の方向

- ①災害時に関係機関・団体による連携体制を確保できるように、防災訓練や情報の共有化、要支援者の避難対応体制の強化など、平時からの備えを徹底します。
- ②町社会福祉協議会と連携して、災害時のボランティアセンターの開設や災害ボランティア活動の参加促進、町内外からの災害ボランティア受け入れ体制の強化を図ります。

### (2) 主な取組

#### ①全国瞬時情報システム（J-ALERT）や安否情報システムの活用

事業内容	大規模自然災害やその他の緊急事態発生情報を、全国瞬時情報システム（J-ALERT）と防災行政無線を連動させて、できるだけ速やかに町民へ周知していきます。また、大規模災害時における町民の安否情報の確認のために、総務省消防庁で構築している安否情報システムを活用していきます。
実績・課題等	全国瞬時情報システムと防災行政無線を連動し、速やかな情報発信体制を構築しました。また、大規模災害時における安否情報システム（総務省消防庁）を活用した年2回の実践訓練に参加し、災害時の対応に備えています。

#### ②避難行動要支援者への避難行動支援

事業内容	避難行動要支援者名簿の作成、また名簿掲載の方について災害時避難支援を実行性のあるものにするため個別避難計画を作成していきます。
実績・課題等	災害時に自力で避難することが困難な方（要支援者）を支援するための「避難行動要支援者名簿」を作成し、要支援者の最新情報の把握、災害発生時の関係機関等とのデータ共有をしていきます。 災害時は、町消防団、民生児童委員、区長会等の町関係団体と情報を共有し、避難体制をとっていきます。また、「個別避難計画の作成」の早期着手をめざします。

#### ③福祉避難所の整備

事業内容	現在、保健センター1か所が福祉避難所となっています。現在1か所しかない福祉避難所を町内の福祉施設等に働きかけて、増やしていきます。
実績・課題等	福祉避難所は高齢者、障害のある人、乳幼児等のための避難所であり、避難所生活において特別な配慮が受けられるなど要配慮者の状態に応じて、安心して生活できる体制が整備された施設となります。よって一般避難者には他の避難所を使用して頂くよう理解と協力を求めています。

#### ④交通安全・防犯対策の推進

事業内容	交通安全対策及び防犯対策については、これまで同様に行っていきます。交通安全対策については、特に子どもや高齢者を中心とした対策を行っていき、防犯対策としては、特に近年増加している特殊詐欺対策を行っていきます。
実績・課題等	交通安全対策については、年4回の運動期間に合わせてチラシや啓発品の配布、街頭指導等により交通安全意識の向上を図りました。防犯対策については、警察と連携して防災行政無線や、しもにたインフォメールにより詐欺にあわないよう注意喚起を行いました。

### (3) 社会福祉協議会による主な取組

#### ① 災害ボランティアセンターの運営

事業 内容	災害時、行政及び関係機関やボランティア団体と協力し、災害ボランティアセンターを設置し、迅速かつ十分な福祉救援活動やボランティア支援活動ができるように支援します。
実績・ 課題等	災害時、迅速かつ十分な福祉救援活動やボランティア支援活動ができるように行政及び関係機関と連携し、災害時の情報収集や支援体制の充実を図ります。また、被災世帯には見舞金や救援物資の支給を行います。

## 第5章 下仁田町再犯防止推進計画

### 1. 計画策定の意義等

#### (1) 計画の目的

安全・安心なまちづくり推進には、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠となります。近年、刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、再犯者率は増加しています。

犯罪や非行をした人は、高齢者や障害者などの福祉的な支援が必要な人や住居や就労先がなく生活が不安定な人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている場合があります。

再犯を防止する環境を整えることによって、罪を犯した人の円滑な社会復帰を後押しすることで、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とします。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項で定める、「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」にあたります。

また、計画の期間については、『第2次下仁田町地域福祉計画・地域福祉活動計画』と同じ設定とし、あわせて進行管理を行います。

#### (3) 計画の対象

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者）を対象とします。

#### (4) 取組み方針

国の基本方針や県の重点課題（群馬県再犯防止推進計画）を踏まえ、次の取組みを推進します。

- ① 就労支援の充実
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑤ 県・民間団体等との連携強化

## 2. 施策と取組み

### (1) 就労支援の充実

#### ① 就労支援

- ◆ 公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、それぞれの状況に即した就労の促進と、就労先の確保に努めます。
- ◆ 協力雇用主(\*)の開拓・確保や支援、町内事業者への制度の広報や登録等の協力を努めていきます。

(\*) 協力雇用主：犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

### (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ◆ 高齢者や障害のある人で保健医療・福祉サービスが必要な場合には、『第2次下仁田町地域福祉計画・地域福祉活動計画』の考え方に則り、地域や関係機関・団体と連携して適切な支援を実施します。

### (3) 学校等と連携した就学支援の実施

- ◆ 指導上の問題を抱える児童・生徒を対象に、県・町教育委員会や高等学校、小・中学校と連携して、保護司などが行う支援を促進します。また、「群馬県子ども・若者支援会議」と連携し、学習支援などの取組への支援を強化します。

### (4) 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

- ◆ 富岡甘楽保護区保護司会をはじめ、富岡甘楽更生保護女性会(\*1)や富岡甘楽更生保護事業主会(\*2)、非行防止のための活動を行う少年補導員などのボランティア団体や協力者、町社会福祉協議会及び地方検察庁・保護観察所などとの連携を強化します。
- ◆ 保護司をはじめとする更生保護ボランティアや少年補導員などの安定的確保に努めます。

(\*1) 富岡甘楽更生保護女性会：女性の立場から地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための活動、子育て支援活動などを行うボランティア団体です。

(\*2) 富岡甘楽更生保護事業主会：犯罪や非行歴などのため就労が困難な人たちを積極的に雇用し、立ち直りを支援する事業者（協力雇用主）の団体です。

### (5) 県・民間団体等との連携強化

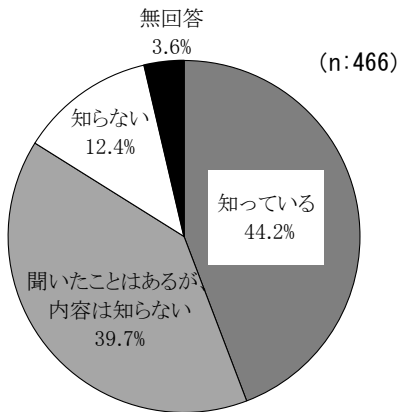
- ◆ 薬物依存症対応や青少年の自立支援など、町だけでは対応できない分野については、県の地域生活定着支援センターや更生保護団体等の関係機関と連携しながら支援に努めます。



### 3. アンケート調査からみる現状

◇令和4年10月「町民アンケート調査」結果より

#### ■ 「社会を明るくする運動」という言葉や内容を知っていますか。



「知っている」と回答した方は、半数以下となっています。

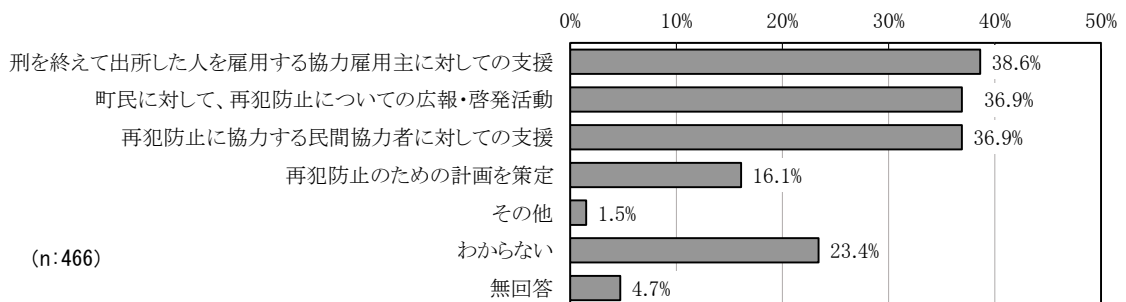
“社会を明るくする運動”（\*）強調月間・再犯防止啓発月間に合わせ、町広報やホームページの活用、街頭ポスターの掲示などで正しい知識と情報を広めていく必要があります。

#### （\*）社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和4年で72回目を迎えます。

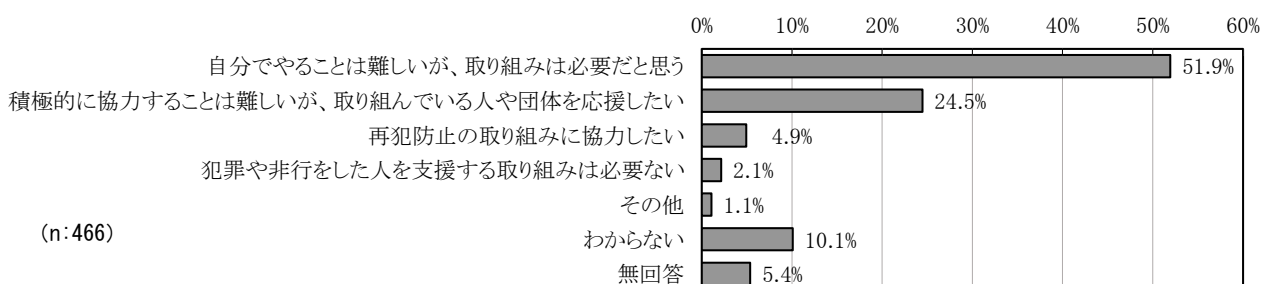
#### ■ 再犯防止のために、行政が取組むべきことはどれだと思いますか。

協力雇用主や民間協力者への支援とともに、町民への広報・啓発が求められています。



#### ■ 再犯防止について、あなたの考え方は次のどれに近いですか。

町民のほとんどが、再犯防止の必要性について理解されています。





## 第6章 下仁田町成年後見制度利用促進計画

### 1. 成年後見制度とは

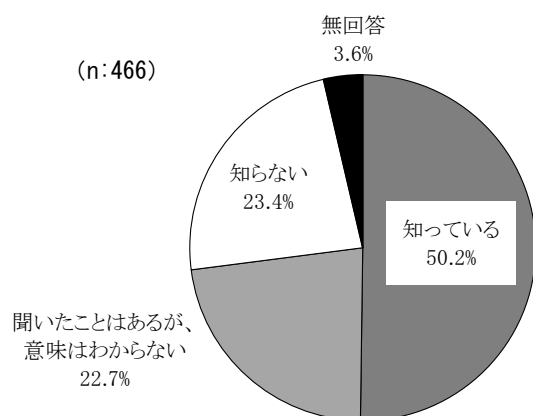
認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々の権利を守り、支援するのが成年後見制度です。

◇令和4年10月「町民アンケート調査」結果より

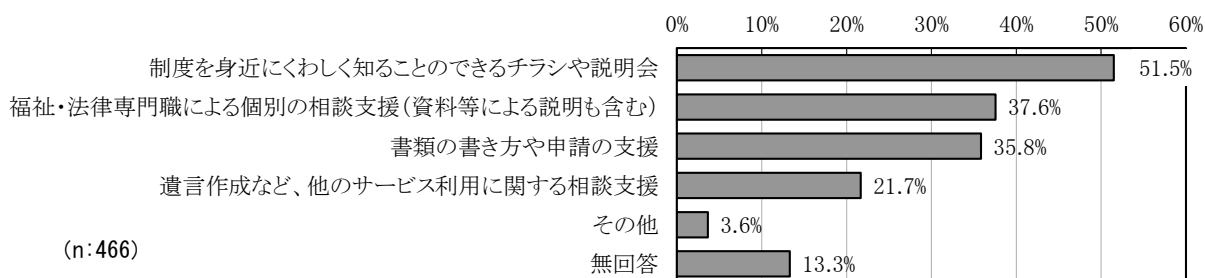
#### ■ 「成年後見制度」を知っていますか。



「知っている」と回答した方が半数を超えています。今後、ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加に合わせ、権利擁護のために更なる制度の広報・啓発が必要となります。

#### ■ 成年後見制度を利用するにあたり、どの様な支援があったら良いと思いますか。

広報や説明会の開催や相談体制の充実が求められています。

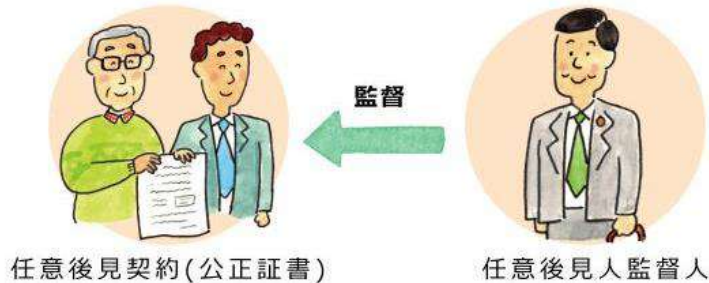


### (1) 成年後見制度の種類

今必要な方にもこれからの方にもそれぞれにあった制度があります。

#### ① 任意後見制度

あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、ひとりで決めることが心配になったときに代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。



#### ② 法定後見制度

ご本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。

ご本人の不安に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

#### 補助類型



#### 【補助類型】

重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方。

成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為

- ・申立てにより裁判所が定める行為

#### 保佐類型



#### 【保佐類型】

重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方。

成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為

- ・借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為

#### 後見類型



#### 【後見類型】

多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方。

成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為

- ・原則としてすべての法律行為

## 2. 計画策定の趣旨と基本目標

本町では、令和4年4月で高齢化率が51.9%（全国平均28.9%：令和3年）となり、高齢者のみの世帯は4割（令和2年国勢調査）を超えています。認知症高齢者の増加や障害者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が、今後の課題となってくるのは明らかです。

住み慣れた地域で、権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、財産管理にとどまらず、本人の意思が重視され、かつ、生活の向上につながる福祉支援をめざします。

### （1）計画の位置付けと期間

成年後見制度の理念は、本人保護の理念を源とし、本人の意思や自己決定権の尊重もその理念とされています。また、障害のある方も家庭や地域で通常の生活をする事ができる社会をつくろうというノーマライゼーション(\*1)の理念も、成年後見制度の理念の一つであるとされます。

本計画は、その理念の実現に向け、成年後見制度利用促進法第14条第1項(\*2)に基づき策定しました。計画期間は令和5（2023）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

#### （\*1）ノーマライゼーション

障害者、障害児が健常者と尊重しあいながら共生し、社会福祉環境の整備や実現をめざすという考え方です。

#### （\*2）成年後見制度利用促進法第14条第1項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （2）計画の基本目標と施策体系

#### 基本目標

1人ひとりが、お互い様の気持ちで支え合い、権利が擁護されるまちづくり

基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備

基本施策2 利用者の権利が守られ、メリットが実感できる環境の整備

基本施策3 利用しやすさと安心して利用できる環境の整備

### 3. 施策の展開

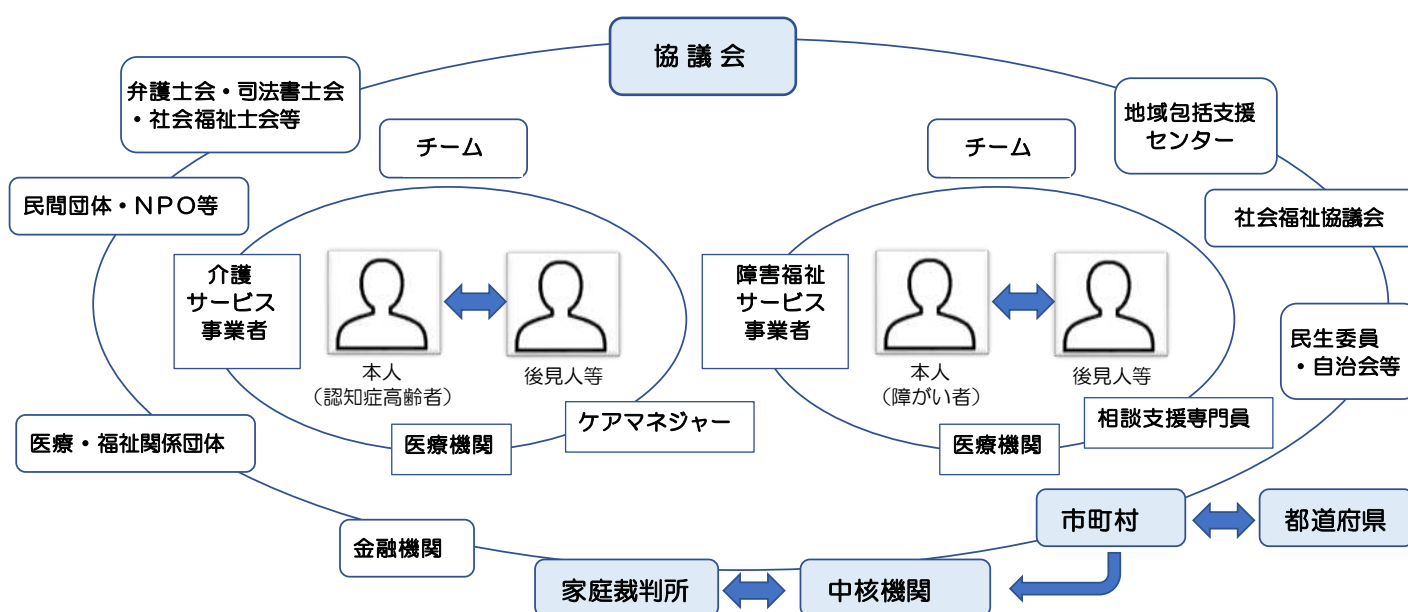
#### (1) 基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もあります。また、身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいます。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要があります。

取組・事業	内容
①中核機関の整備促進	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、中核機関のあり方について、関係機関と協議し設置の検討を進めます。
②地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人を後見人とともに支える「チーム」(*)による対応（地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける機能）を強化します。</li> <li>・地域における「協議会」等の体制づくり（個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制の構築）を進めます。</li> </ul>

(\*)チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

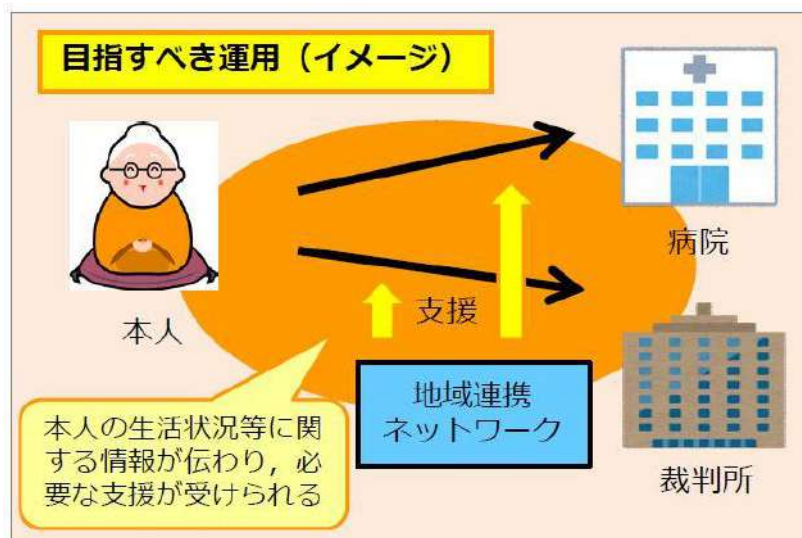
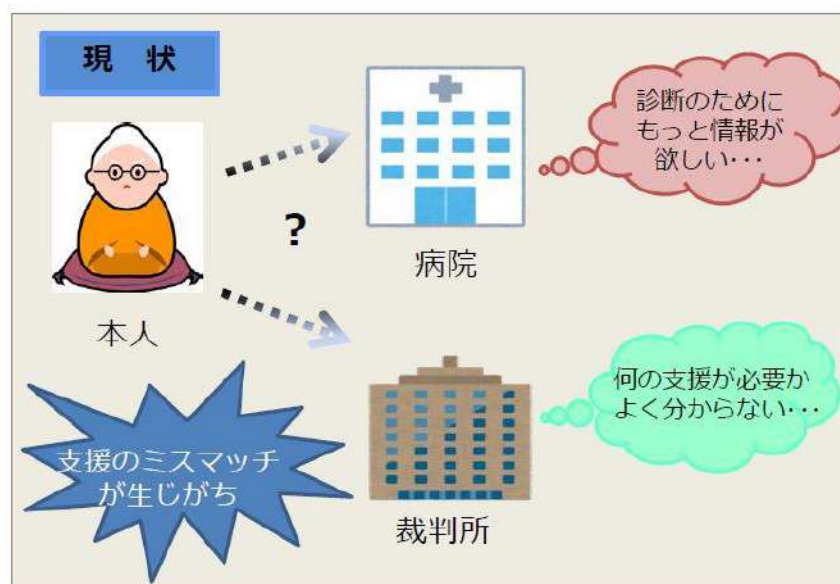


※厚生労働省資料より

(2) 基本施策2 利用者の権利が守られ、メリットが実感できる環境の整備

認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者と、本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援が必要です。

取組・事業	内容
③成年後見制度の周知啓発による利用促進	担当ケアマネジャーや相談支援専門員、町社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、必要なケースへの情報提供やサービス利用促進に向けた周知啓発を実施します。
④成年後見制度の相談対応による利用促進	担当ケアマネジャーや相談支援専門員、町社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、サービス利用促進に向けた相談対応を実施します。
⑤利用者の把握と早期発見	現在ある医療や介護職、関係機関や民間事業者等との地域でのネットワークを活用し、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援を行うよう努めます。



※厚生労働省資料より

(3) 基本施策3 利用しやすさと安心して利用できる環境の整備

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの人たちの権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざします。

取組・事業	内容
⑥町長申立ての実施	成年後見制度を利用する必要性が高いものの、単身や親族関係が疎遠等の事情により手続きを進められない場合、家庭裁判所に後見開始の審判等を町長が申し立てるなどの支援を行います。
⑦後見報酬の助成	後見報酬の負担が難しい方への助成を行います。

成年後見人などにしてもらえること

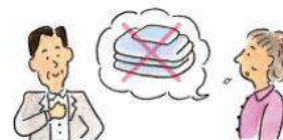
福祉サービス・介護の手続や  
契約のお手伝い



保険料や税金の支払や  
お金の出し入れのお手伝い



よくわからずにした  
契約のとり直し



定期的な訪問や 状況の確認



入院や施設への  
入所の手続のお手伝い



書類の確認や 施設などへの  
改善の申し入れ



※厚生労働省資料より



#### (4) 日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い

判断の能力が不十分な人に対する援助制度には、成年後見制度のほかに、日常生活自立支援事業があります。

成年後見制度は、日常的な金銭に留まらないすべての財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援（身上保護）に関する契約等の法律行為を援助することができますが、日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定しています。

##### 【日常生活自立支援事業の具体的なサービス】

1. 福祉サービスの利用に関する援助を行うサービス
  - ・福祉サービスに関する情報提供、助言
  - ・福祉サービスの利用の申込みの同行や代行
  - ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用するためのお手伝いなど
2. 日常的な金銭管理サービス
  - ・福祉サービスの利用料の支払い代行
  - ・日常的な生活費に要する預貯金の出し入れ
  - ・通帳等の保管など
3. 書類等の預かりサービス
  - ・大切な印鑑や通帳、権利証書などの預かり

※なお、金融機関の貸金庫で預かる場合には、別途利用料がかかります。

参照：群馬県 HP 健康福祉課

○：できる    ×：できない    △：手続支援のみ

日常生活自立支援事業	支援内容	成年後見制度
○	日常生活の金銭管理	○
○	年金の受領に必要な手続き	○
○	通帳や銀行印の保管	○
×	不動産の処分や管理	○
×	遺産分割	○
△	消費者被害の取消	○

利用にあたっては地域の社会福祉協議会が、利用を希望する方の意向に沿った支援計画を作成し、その内容で合意されれば利用契約を結びます。

日常生活自立支援事業は、誰もが安心して暮らせるように福祉の面からお手伝いすることを目的としており、成年後見制度を補う役割も持っています。



全国社会福祉協議会（日常生活自立支援事業パンフレット）



## 資料編

### 1. 下仁田町地域福祉計画策定懇談会 設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、下仁田町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、町民の意見を広く反映するため、下仁田町地域福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 下仁田町地域福祉計画の策定に関する事項。
- (2) その他地域福祉計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、15人以内で別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 懇談会に会長及び副会長各1名を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は会務を総理し、懇談会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 会長は懇談会を招集し、会議の議長となる。

(存続期間)

第5条 懇談会の存続期間は、この告示の施行日から計画策定が完了する日までとする。

(意見聴取等)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、福祉保険課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 2. 下仁田町地域福祉計画策定懇談会 委員名簿

No.	団体及び役職	氏名	備考
1	下仁田町議会社会経済常任委員長	岡田 邦敏	会長
2	下仁田町民生児童委員協議会長	神戸 春巳	副会長
3	下仁田町社会福祉協議会長	戸塚 均	
4	社会福祉法人しもにた会理事長	神戸 洋一	
5	株式会社オギノケアサービス代表取締役	荻野 勝美	
6	下仁田町区長会長	佐俣 奨	
7	下仁田町保健推進委員会会長	秋池 志津恵	
8	ボランティア団体代表	永井 祥子	
9	下仁田町老人クラブ連合会長	猪野 朝男	
10	馬山こども園長	田中 伸治	
11	青倉保育園長	石井 晃英	
12	富岡保健福祉事務所 所長	金子 慶三	





<https://www.town.shimonita.lg.jp/>



<https://shimonita-shakyo.jp/>

第2次下仁田町地域福祉計画  
・地域福祉活動計画  
令和5年3月

発行・編集：	下仁田町 福祉課 〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 TEL：0274-82-2111（代表）
--------	--

発行・編集：	下仁田町社会福祉協議会 〒370-2622 群馬県甘楽郡下仁田町大字中小坂 608 TEL：0274-82-5491
--------	---



下仁田町